

〈資料紹介〉

日本製鐵株式会社八幡製鐵所の臨時工制度と労務供給請負業

——福岡地方職業紹介事務局『勞力供給請負業に関する調査』——

Investigation on the Labor Supply Businesses of Kitakyushu
districts before World War II

片山 一義

資料の解説

本資料は、戦前期、沖縄並に九州七県における職業行政事務を所管した福岡地方職業紹介事務局が、昭和九年八月二十九日中央職業紹介事務局の通牒「勞力供給請負調査ニ関スル件」（発調第七〇号）に基づき、北九州八幡市を中心に戸畑、小倉、門司、若松の各市及び福岡、大牟田、長崎、佐世保の九都市に立地する代表的な製造工場三十工場を対象に、勞力供給請負業の実態を調査し、その結果を報告書として纏めたものである。

同通牒に基づく勞力供給請負業調査は、全国に設置された地方職業紹介事務局に発せられ、各事務局は管轄下の職業紹介所

など関係機関を通じて、また調査の基本事項については十八点に亘る統一項目を設定して大規模に実施された。そして、この全国調査の結果は、各事務局ごとに取り纏められ公表されてきた。⁽¹⁾ 筆者は、このうちこれまで書誌データがなく公表されることもなかつた青森地方職業紹介事務局（北海道並びに東北六県を所管）の調査報告書『勞力供給請負業ニ関スル調査』について、北海道労働資料センターの所蔵資料から発見し、本誌前号及び前々号に全文を掲載した。⁽²⁾ その際、大正十年職業紹介法の制定から昭和十三年同法改正に至るまでの間、勞力供給請負業（以下では、法律の用語に合わせるため、勞務供給業ないし勞務供給事業の名称に統一する）に関する行政サイドの議論と対応を

踏まえた上で、中央職業紹介事務局通牒（昭和九年八月二十九日付発調第七〇号）による調査報告書の意義について解説した。それらの内容は、ここでは繰り返さないが、本稿で紹介する福岡地方職業紹介事務局『勞力供給請負業に関する調査』も同通牒に基づく調査であったから、同様の意義をもつことは言うまでもない。

しかし、本調査報告は、その内容において他の地方職業紹介事務局の報告書とは異なり際立った特徴をもつ。それは北九州地方は若松港の港湾荷役労働でも知られるように、元來勞務供給業が盛んな地域であるが、同調査は単なる一般不熟練労働者の勞務供給ではなく職工の採用に重大な影響を及ぼしている状況を重視して、調査対象を製造工場に限定したこと、しかも具体的詳細調査にあたっては、日本製鐵株式会社八幡製鐵所の臨時職夫と勞務供給業を対象とした点にある。同報告書では、戸畑市に拠点をもつて活動する勞務供給業者「大庭組」の実態についても明らかにしているが、職夫に関する規程類の添付、公表も含めて圧倒的な部分は八幡製鐵所における勞務供給業の利用に関する実態である。同報告書は、八幡製鐵所を具体的詳細調査の対象に設定した理由を次のように述べている。

次ニ具体的詳細調査ノ對照ニ就テハ左記ニ掲グル日鉄八幡製鐵所職夫供給人ト、戸畑市所在供給人大庭組ノ状態ヲ述ベ之ヲ中心トシテ北九州及其他ノ地方ノ状態ヲ必要ニ應ジテ記述スルコト、シタ。八幡製

鉄所ハ周知ノ如ク久シク官營ノ大工場トシテ北九州ニ其ノ覇ヲ稱ヘ、本年一月製鐵合同ノ結果民間特殊会社トナツテ事業ハ益々擴張サレ職工、職夫其ノ他ノ労働者ヲ合シ今ヤ總計三万一千人ヲ以テ数フルトイフ状態ニテ、労働統制ノ大規模ニシテ且複雑セルコト他ニ其ノ例ヲ見ナイモノデアル。八幡製鐵所ノ労働統制中福利施設即チ積極的優遇方法ヲ除キ、供給人利用ノ供給労働者使用並請負人夫使用ノ風習ノ如キハ他ノ中小工場ニ於テ模倣セズシテハ置カナイトイフ事情ニアリ、從ツテ製鐵所ノ状態ヲ吟味スレバ大体ニ於テ北九州ノ状態ハ察知シ得ルトイフ実情デアル。⁽³⁾

では、戦前期の八幡製鐵所における勞務供給業について、これまでの労働史あるいは社会政策史の分野において如何なる問題が研究課題とされ、何が明らかにされてきたか。以下、これらの点を若干紹介することで、本報告書のもつ意義を明らかにしたい。

戦前期、八幡製鐵所における勞務供給業及び勞務供給に伴う特殊な労働関係、すなわち勞務供給請負制度は、いわゆる臨時工制度、あるいは「臨時工問題」との関連において取りあげられてきたと言つてよい。周知のように臨時工とは、生産、業務の自然的・季節的制約により生ずる臨時工（「本来の臨時工」とは異なり、「臨時工ならざる臨時工」「人夫名義の職工」と言われる労働者、すなわち雇用される労働者のうち、「本来の臨時工」でないにも拘わらず、直接的に日雇など短期労働契約を締

結・更新することによって、またある場合には制度として労務供給業者を利用し恒常的に労働者の供給を受けることによって長期に亘り労働する者、しかも短期労働契約あるいは間接雇用を唯一の理由に、様々な労働保護立法の適用から排除され経営内で隔絶した下層の地位・身分に置かれ、主に雇用調整の手段として利用されるとともに、賃金その他労働諸条件、福利施設利用の面で差別・劣遇を受けている労働者を指している（あるいはそうした労働者を総称する用語でもある）。したがって、臨時工制度とは、資本が斯かる特殊な労働者を、経営内において常用工とは明確に区別する一つの階層（身分的位階制的労働関係）として創りあげ、それを維持し利用する制度ないし機構にほかならない。

臨時工制度は、停滞的過剰人口の大量的出現を背景とし、日雇や自由労働者（「本来の人夫」）など半失業層¹¹産業予備軍的階層を基底として、その存立が可能となった。したがって、それは資本主義の一定の歴史段階（独占段階、すなわち日本資本主義では、構成的失業が顕在化する第一次世界大戦後（大正末年頃）において発生した¹²）。しかし、一九二九年世界恐慌を契機として深刻な経済危機へ突入した日本資本主義がその脱出の道を軍需インフレに求め、他方で資本の採算条件の再整備が産業合理化運動として展開されるに至って、この制度は金属・機械製造部門、更に軍需工場部門にまで急速に拡大し、間接部門のみならず基幹的な職場、直接工程にまで導入されるに至った。

そして、労働争議を誘発するなど社会問題にもなった¹³。

内務省社会局は、昭和九年十二月末、官設工場を除き使用職工百人以上を有する工場を対象に全国調査（調査対象全国二千三百工場、労働者数約五〇万人）を実施し、臨時工・人夫名義職工の利用状況に関する実態を初めて明らかにした¹⁴。それによれば、全体の約三割に当たる七四五工場で臨時工が使用され、労働者数は八〇、〇八七人（全職工に対する比率一六・七四％）に達し、また臨時工を千人以上使用する大規模工場は、全国で一工場あることなどが明らかにされた。このうち絶対数で全国最高の一万千人を超え、他の工場とは桁違いの規模で「臨時職夫」なる名称の臨時工を利用していたのが、他ならぬ日本製鉄株式会社八幡製鉄所であった（全職工に占める比率四〇・四％）。

また内務省社会局は、臨時工制度が大正十五年の改正工場法、同施行令及び昭和二年施行の健康保険法の適用を逃れる目的で飛躍的に拡大したこと、そしてそれが労働争議を誘発し社会問題化する要因となったことを重視し、特に昭和五年「労発第八五号」以降、一連の通達を発することで臨時工制度を利用した脱法行為の取締りを強化した¹⁵。それに対して、八幡製鉄所の臨時工制度は、「指定外の職夫に對しても工場法はじめ他の法令の規程を完全に履行してゐるので法令上非難を受ける様な事はないのみならず、臨時職夫使役の條件にしても職工に比較すれば勿論劣るが他から見てもそれ程悪いとも言へない」（昭和十年

六月六日、第十六回製鐵所懇談會席上にて磯谷總務部長の發言狀況であつた。その結果、内務省社会局は臨時工の使用に關して「製鐵所邊が大分御手本を示してゐる」と評価していたとされる。つまり、八幡製鐵所の臨時工制度は、規模の点で全国一の隔絶した地位を有し、また質の点でも他企業のいわば「模範」とされており、そうした意味で戦前期における臨時工制度の典型ないし代表例としてみることが出来る。

ところが、こうした意味をもつ八幡製鐵所の臨時工制度については、その形成・發展史、さらには制度の内部構造（支配構造）を詳しく解明できる一次資料に乏しく、またそれが故に労働史や社会政策史分野からの研究もこれまで極めて少ない状況にある。¹⁰ その中であつて、本稿で紹介する福岡地方職業紹介事務局の調査報告『勞務供給請負業に關する調査』は、（一）製鐵合同直後の八幡製鐵所で、臨時工（同所規程上の名称は「臨時職夫」）の使役數に關して、「創立以来の最高レコードを示したと謂われる」「一日の出役命令數約二萬三千九百人の多きに達した」¹¹ 昭和十年とはほぼ同時期（昭和九年十月）を対象にしたこと、（二）また同所における臨時工の雇用形態は勞務供給業を通じて間接雇用であり、したがつて調査では、勞務供給業者と求人者たる八幡製鐵所及び供給労働者（臨時工）という三者間労働關係の有り様を中心に据え、システムとしての勞務供給請負制度の特質を明らかにするといふ観点から必要不可欠な調査項目（これは中央職業紹介事務局が設定した全国調査で統一され

た項目を設定し、それに基づいて過不足なく実態分析がなされていること、（三）そしてそれを裏付ける基本資料として、以下五点の規則類、①「日本製鐵株式會社八幡製鐵所職夫供給人規則（昭和九年二月一日幡達四號）」②「日本製鐵株式會社八幡製鐵所職夫就業規則（昭和九年九月七日幡達第三一號）」③「日本製鐵株式會社八幡製鐵所職夫就業規則事務規程（昭和九年九月二十八日幡達第三八號）」④「日本製鐵株式會社八幡製鐵所臨時職夫扶助規則（昭和九年九月七日幡達第三二號）」⑤「職夫登録申合規約（昭和九年十月十六日幡達第一九九五號）」を添付し、その全文を掲載していること、以上の点から同報告書は他に類するものが無い中で、戦前期八幡製鐵所の臨時工制度を知る上で貴重な一次資料であると考へる。

ところで、周知のように、三菱航空機名古屋製作所におけるストライキの発生、戸畑鑄物株式會社に対する訴訟事件など臨時工制度が社会問題化した時期（昭和八〜一一年）において、臨時工制度に關して数多くの調査報告や書物・論文が發表された。なかでも内務省社会局労働部『臨時職工及人夫ニ關スル調査』（昭和十年三月）と労働事情調査所編『臨時工問題の研究』（労働事情調査所、一九三五年六月）の二点は、著名な資料であり、現在でも戦前期における臨時工制度の研究にとつて不可欠の文献とされている。¹² そして、これらの基本文献では、部分的ではあるが、八幡製鐵所臨時工制の実態についても明らかにされている。そこで、同所の臨時工制度を紹介するに当たり、

これら二つの基本文献に含まれる問題を若干ながら指摘しておきたい。

まず、内務省社会局労働部『臨時職工及人夫ニ關スル調査』(昭和十年三月)についてである。この調査は前述したように、昭和九年十二月現在の「臨時職工及人夫名義職工」(以下では臨時工と総称する)に関する初めての全国調査であった。同調査結果で示された統計では、臨時工の使用状況について、全国の工場総数、規模別、業種別の使用工場数と臨時工数、及び廳府県別、性別の臨時工数などが明らかにされているが、いま一つ臨時工の雇用形態を区分して、すなわち直接雇用(「工場主ノ直接雇傭スルモノ」と間接雇用(「供給請負人ヲ通ジ雇傭スルモノ」)に大別して、臨時工数を公表している。この調査では、八幡製鉄所で一万一二七六人の臨時工が存在したとされるが、業種別、廳府県別臨時工数の統計表⁽¹⁴⁾(業種別の表では八幡製鉄所は「特別工場」に含めている)では、この約一万人は、すべて「工場主ノ直接雇傭スルモノ」に、そしてその内訳では、大半が「期限定メナキモノ又ハ一定作業完了ヲ條件トスルモノ」に分類されている(統計数字の上で、そのように考えられる)。

しかし、この分類は、明らかに間違っている。八幡製鉄所の臨時職夫は、「八幡製鉄所臨時職夫就業規則」(昭和九年九月七日幡達第三一號)で定義されているように、「作業ノ都合ニ依リ日々傭入ル、者」(第一条)であり「豫メ當社ニ於テ指定セル職夫供給人ノ供給セル者ヨリ之ヲ傭入ル」(第二条)者たちであっ

た。したがって、内務省社会局の調査集計表を正しく作成するとすれば、「供給請負人ヲ通ジ雇傭スルモノ」に含め、更にその内訳では「雇入及賃銀等ニ關シ工業主ニ於テ特定スルモノ」に分類しなければならない⁽¹⁵⁾。

また、本報告書の『勞力供給請負業に関する調査』では、勞務供給業者から供給される臨時職夫約一二、〇〇〇人に加えて、構内外における石炭、銑鉄等の積卸や輸送、あるいは工事等の業務を請負う年間契約の「請負人」(二二〇人)に雇用され、「世話人」と呼ばれる現場監督者(約二〇〇人)の下で労働する「人夫」が四、二〇〇人ほど存在していた。したがって、昭和九年十月現在、臨時職夫と「人夫」を合わせると、総数は約一六、二〇〇人となる。しかし、上記内務省社会局調査は、これらの「人夫」について、八幡製鉄所の臨時職工及人夫名義職工総数一万一二七六人の中に含めていないことは明らかである。つまり、これらの「人夫」は、「人夫名義ノ職工」でもなく、「工場法ノ職工ニ非ザル」単なる人夫として除外したと判断せざるを得ない。しかし、こうした取扱いは正しいであろうか。

工場法第一条で定める職工の範囲に関しては、通牒「商局第一二七四號」(大正五年一月七日)⁽¹⁶⁾で職工と人夫との基本的な区別を定め、さらには鉄工場の場合を例規した通牒「商局第一八二號」(大正五年十月一六日)⁽¹⁷⁾において、作業場内で製品の運搬や荷積み等の作業を担う労働者は、職工として認める場合があるとの判断を示している。八幡製鉄所の構内下請「人夫」は、

専ら作業場外の間接的な補助作業だけに従事していた訳ではないから、大半は職工と見做しうると思われる。したがって、八幡製鐵所における昭和九年十月現在の臨時工（臨時職工及人夫名義職工）総数は、約一六、二〇〇人に近いとみるべきであろう。この場合、臨時工の比率は労働者総数（職夫其ノ他ノ労働者ヲ合シ総計三万一千人）の五割を超えることとなる。

次に、労働事情調査所編『臨時工問題の研究』の問題点である。本書は、戦前における臨時工問題を総体として詳細に扱った希な書物であり、研究書の名に相応しい基本文献の一つであると筆者も評価する。著者は矢次一夫と言われている¹⁸。ところで、この書物の中では臨時工制度の内容を明らかにする上で、八幡製鐵所の実態を紹介している箇所が、昭和九年十二月現在使用臨時職工数が全国一であること（内務省社会局「臨時職工及人夫ニ關スル調査」に基づく指摘）以外に、二箇所存在する。それは第四章第三節「賃銀頭ハネ現場調査概況」の中の例証八「八幡製鐵所の臨時職夫作業」の箇所¹⁹、もう一つは第五章第四節「健康保険、昇給、賞與金」の中の「八幡製鐵所職夫の福利施設」という箇所である²⁰。両者とも出典、出所の明示はない。例えば、前者を抜粋すると次のように書かれている。

例八 八幡製鐵所の臨時職夫作業

日本製鐵株式會社八幡製鐵所の臨時職夫關係に於ける供給請負人の受くる手數料は、供給人規則に基いてその供給したる臨時職夫の賃銀

總額の百分ノ五乃至百分ノ九に相當するといふことになつて居り、現在に於いては百分ノ八を支給されてゐる。この手數料は毎月支拂はれてゐるが、最近一ヶ月六組に於いて約二十七萬人を給しつゝあるから、その總賃銀額は約三十五萬圓となり、手數料總額は二萬八千圓となり、一ヶ年間は約三十萬圓となる。組別の供給状態については何組は何工場と何工場というやうに現場別にして供給しつゝあるようであつて、供給人員の大體の平均を保つため一年一回所屬工場の更改を行ひつゝある。大體に於いて一組一ヶ年に五、六萬圓の手數料を所得するわけである。

供給人の支出については手數料の千分ノ五を據金して供給人組合費に充て、組合の事業として職夫の福利施設を實施し、また賃銀の前貸即ち立替拂を為しつゝある。

次にこの六組の一つである××組の状態を見れば、總賃銀額の七分五厘乃至八分を事業主より受けつつある。作業請負に於いても大體供給人の所得は右に當る金額で北九州一帯大差はない。即ち、供給請負人は人夫一人一日につき男十錢、女五錢程度の手數料を事業主より受けて居り、頭ハネとなつて居らないのが多い。しかし、一部には手數料として別に渡されず、賃銀を一纏めに受取つて一割を天引して残りを人夫に分配するといふ方法も根強く殘存してゐる。供給人の支出の主なるものは労働用具、營業稅、醫療部屋維持費（家賃は三圓乃至五圓を徴しつゝあるが、一種の福利施設として若干の補助を為しつゝあると稱せらる）監督の月給等である。

この叙述は、当初、著者のオリジナルな文章と思つて読んでいたが、実はそうではない。それは福岡地方職業紹介事務局『勞力供給請負業に関する調査』の、目次で言えば「五 供給請負ニ依ル業者ノ収益方法(1) 手数料」の中に記載されている文章そのものなのである。全体でわずかに六く七箇所、若干の文字を省略したり、加筆した形跡が認められる。しかし、内容はほとんど同じであり、剽窃と言えなくもない。

八幡製鉄所の臨時工の実情を伝える資料が、他に無くそれを利用してというのであれば、『勞力供給請負業に関する調査』報告のもつ希少価値を証明したとも言えるが、問題はそれに留まらない。右引用文のほぼ中間にある段落の冒頭部分「次にこの六組の一つである××組の状態を見れば」という一文について、「この六組の一つである」という文言は原文にはない。矢次一夫が勝手に加筆した部分である。次に「××組」の××に入る文字は原文では「大庭」である。しかし、『勞力供給請負業に関する調査』を読めばすぐ分かるように、大庭組は八幡製鉄所に臨時職夫を供給していた勞務供給請負業者六組(富久組、酒井組、工藤組、山崎組、波多野組、門司組)の一つではない。このような誤りは、事実を大きく歪めることに繋がり、そのまま放置できるものではなく、敢えてここで指摘せざるを得ない。

もう一つ、第五章第四節「健康保険、昇給、賞與金」の中の「八幡製鉄所職夫の福利施設」の箇所も同じことが言える。この箇所は、本調査報告の目次で言うところ

八 福利共済施設

(1) 傷害、休養、保健、衛生等ノ施設

(2) 慰安娛樂施設

(3) 宿泊施設

の部分と内容は丸ごと同じである。「最後に八幡製鉄所の職夫及び人夫に對する福利施設を紹介しよう」という前置きで二ページに亘る説明を開始しており、その際に出典の明示がないから、他の文献で明らかにされた内容を「紹介」しているという意味は全く伝わってこない。以上、同書にはこうした重大な問題がある。とはいえ、臨時工が社会問題化した時期、内務省社会局及び警視廳の取締方針により、一連の通達が出されたが、その点に関して同書で明らかにされた事実経過の紹介は非常に有益なものである。その意味で同書は臨時工制研究の基本文献であることに変わりはない。

最後に、八幡製鉄所の臨時工制度に関して、本調査報告の内容を理解する上で必要と思われる事柄あるいは事実関係について、五点ばかり補足しておきたい。

まず第一に、臨時職夫の種類である。本調査報告では、臨時工である臨時職夫(二二、〇〇〇人)について、「指定職夫」(四、〇〇〇人)と「普通職夫」(八、〇〇〇人)の二つに大別している。また、本文中には「現場指定」という用語も登場する。「指定職夫」について、八幡製鉄株式会社八幡製鉄所編『八幡製鉄所勞働運動誌』(一九五三年)は、次のように説明している。

「臨時職夫の中には工場の必要により他人で代ることの出来ない伎倆のある者を指定して同一人を同一工場に出役せしむることがあるがこれが指定職夫である。仕上工、旋盤工等が金工の名で出役するなどこの指定職夫の例である。指定職夫はその工場に職夫の定員がない時或は職工採用試験に合格せぬ者などが指定され工場から申請し職夫係に登録してあり、職夫同様に功程割増金まで支給されながら身分は日々雇傭で福利施設の利用方法もなく、昇給も、退職手当もなく職工採用の機会をうかがいながら就業している状態であったが職工の採用を制限し、又は中止するに至つては全く職工に採用さるゝ見込もなく三年五年と同一工場に同一賃金で働く者であつた。」⁽²²⁾

また「現場指定」については、次のようなものである。

「特殊技能のない者は指定職夫となる資格がないので同一工場に出役しようとするには現場から指定してもらふよりほかなく、工場の方も同一の者が連日出役すれば作業にもなれ能率的によいので、工場から直接供給人に交渉して出役させるので「現場指定」といつていた。」⁽²³⁾

以上の「指定職夫」と「現場指定」を除く職夫が「普通職夫」となる。したがつて、普通職夫は供給人を通じて日ごと変わる職場に出役していたことになる。昭和九年十月段階では、同調査報告でも述べているように、「指定職夫四千人ノ内約三千人ハ近ク職工ニ昇格スル案ガ立テラレテ居リ、其ノ跡ニ現在現場指

定トシテ便宜上毎日就勞スルノ権利ヲ与ヘラレテ居ル者約三千人ガ指定職夫ノ地位ヲ襲ヒ健康保險組合ニ加入セラル、コト、ナル様デアル。」その結果、臨時職夫の人数は、「日々九千乃至一万ヲ算スルコトヲ知ルコトガ出來ル」とされる。因みに、その約二年後の昭和十一年二月末日現在における臨時職夫は、登録者数一六、八一八人、使役人数は男一一、二五八、女八一三、総計一二、〇七一⁽²⁴⁾人であつた。

さらに、これら勞務供給業者から供給される臨時職夫に加え、業務請負の形態で、「社団法人製鐵所構内運搬請負業共済組合」を組織する請負業者（二〇人）に雇用される「人夫」が合計四、二〇〇人ほど存在したことは、上述した通りである。

補足すべき第二は、臨時職夫の職種と配属先の工場についてである。添付資料「八幡製鐵所臨時職夫就業規則事務規程」第十七條は、「臨時職夫就業規則第十八條ニ依ル日給ハ左ノ標準ノ範圍ニ於テ之ヲ決定スベシ」として、臨時職夫の種別を列挙している。すなわち、並男、上男で種別される一般の雑役人夫、骸炭工場の骸炭夫、熔鋳炉や軋炉の原料その他の運搬夫、製鋼工場や鋳滓バラス工場の運滓夫、製鋳工場等の碎鋳夫、煉瓦工場の型打や操炉夫をはじめ、鋳力、左官、屋根、ペンキの各職、煉瓦、木工、木挽、造船木工、疊、石工等、また女子では雑役のほか骸炭、型打、運滓、碎鋳、操炉、掃除など合計で約三十種類に及んでいる。そのうち骸炭夫、運搬夫、運滓夫、碎鋳夫、熔鋳夫、操爐夫、型打、装入夫、掃除夫については、同事務規

程十八條にて「各相當下欄ノ工場ニ限り使役スルコトヲ得」と定め、その配属は骸炭部、總務部、銑鐵部、窯業部、運搬部、製鋼部、動力部、工務部が所管する各指定工場においてのみ使役が限定されていた。

臨時職夫について、実際の種別出役人員構成を製鐵所勞務部「工場勞働統計」(昭和四年)で見ると、年間出役人員總數約三百五万人のうち、最も多いのが金工(上金工を含む)で約八十一万人、全体の二六・四%を占めている。以下、上男約八〇万人(二六・三%)、鳶約二九万人(九・四%)、並女約二〇万人(六・五%)、並男約一七・五万人(五・八%)、木工約一二・五万人(四・〇%)、運搬夫約一一人(三・六%)の順となっているが、年齢十四歳以上十六歳未満の「子供」も一〇万四千人(三・四%)を超える規模で出役していた。⁽²⁵⁾

補足すべき第三は、勞務供給人及びその「配下」の「下宿の主人」と臨時職夫との関係についてである。調査報告書では、次のような事実関係が明らかにされている。

(一) 勞務供給業者たる供給人は、製鐵所との間で個別に勞務供給契約を交わすのではなく、「臨時職夫供給規則」により製鐵所から指定された指定供給人(六組八人)であり、保証金五千円の納付により事実上世襲的に供給人たる権利を付与されていた。そして供給人は会社の承認の下で職夫供給人組合を組織していた。

(二) 臨時職夫は「職夫登録申合規約」によって製鐵所への

登録を義務づけられていた。⁽²⁶⁾登録申請においては保証人が必要であり、その多くは「下宿屋の主人」が担った。

(三) また労働者の供給方法についてみると、八幡製鐵所勞務課職夫係が必要な職夫の供給を命じた場合、供給人は出役票の交付を受け、それを配下の下宿に分配する。そして職夫はその「下宿の主人」からその出役票の配分を受ける。つまり、出役票は供給人から職夫へ直接渡されることは希であった。職夫を募集する場合でも、供給人が直接手を下すことはなく、「下宿の主人」が周旋業者と連絡を執り、九州一円から「事情ニ疎イ者ヲ誘引」した。

(四) 賃金の支払については、「臨時職夫供給規則」第十五條は、「職夫供給人臨時職夫二代り賃銀ヲ受領スルコトアル場合ニ於テハ委任状ヲ提出スヘシ」と定め、製鐵所から職夫への直接払いが原則であった。しかし、供給人が職夫に五日毎に賃金を立替払する事情から、賃金は「供給人ニ対シ月二回計算ノ上渡サレル。」ところが、供給人による賃金支払(立替払)は、職夫に対して直接行われるのではない。職夫が労働下宿に食料その他借金をしていること、出役命令の履行が下宿業者を通じて実現していることから、賃金は供給人から「下宿の主人」に渡され、その後「下宿の主人」が前借金や下宿料等必要な金額を控除して労働者に支払われていたのである。

(五) 八幡市の労働下宿は、本調査では臨時職夫関係の収容を主とするもの、請負人関係を主とするもの、土木人夫を主と

するもの等を一切合わせて二百三、四十戸ほどあつたと報告されて
 いる。八幡製鐵所の場合、臨時職夫の供給を支えていた労働
 下宿には以下の種類がある。①「供給人組合」が直営する「前
 田合宿所」、臨時職夫約二〇〇人を収容、食費は一日五十銭であつ
 た。②各供給人が個別に設置している「専属下宿（正下宿）」、
 約八〇戸あり臨時職夫約二〇〇〇人を収容していた。下宿料は
 一日六十〜六五銭。③その他に「普通下宿（副下宿）」、約一〇
 〇戸あり、臨時職夫約一八〇〇人がいる。また以上と別に「製
 鐵所構内運搬請負業共済組合」を組織している請負業者（二〇
 人）の下で働く「人夫」の場合は、当該請負業者の「代理人」
 が管理する「世話人下宿」があつて、そこに一五〇〇人の人夫
 が止宿していた。一九二〇年代中頃の八幡製鐵所には、朝鮮人
 労働者が職工として二〇三人の他に人夫（職夫）として八六三
 人（うち五〇人程は戸畑作業所）が使用されていた。彼等は朝
 鮮人専門の労働下宿に収容されていたといふ。²⁷⁾
 橋本能保利の調査では、「専属下宿」について、次のような実
 態を報告している。

「供給人相互の利益の爲めに、此等専属下宿屋をして『製鐵所職夫供
 給専属部屋組合』を組織せしめ之に理事長一名理事七名を置いて事務
 を處理せしめ、理事長は職夫供給人組合長に隸屬せしめて居る。専属
 部屋組合の仕事の主なるものは、専属人夫部屋主人即ち専属下宿屋の
 主人等が、相互に密接な連絡を採り、宿泊者の發着届出、投宿簿の整

理、無斷退去即ち逃走者の防止及其の氏名の通知傳染病發生の場合に
 於ける組合員の救済（即ち、止宿職夫が傳染病に罹り、交通遮斷を受
 けた時は、その期間中、他の人夫迄も失業して収入が杜絶するから、
 之を養ふ下宿屋の主人に對し、止宿人夫一人に付、止宿料の2/3以
 内の額を組合から給與する）。組合員死亡及變災の場合の救済（組合
 員自身の死亡は十圓以内、家族の時は五圓以内を給與。變災の場合に
 は適宜に救済）及止宿料の協定等である。²⁸⁾」

以上のように、八幡製鐵所の臨時工制度では、職夫供給の円
 滑と完全を図り、また労働者の募集、生活管理を含めて實際の
 労働者を統括する上で労働下宿とその「主人」が重要な役割を
 担つていた。²⁹⁾

補足すべき第四は、これは重要な点でもあるが、八幡製鐵所
 が、勞務供給請負業者を利用する理由、すなわち間接雇用によ
 る臨時職夫及び請負形式による職夫利用の必要性についてであ
 る。本調査報告では、「供給人ノ手ヲ經ル労働者ノ増加ガ激甚ナ
 ル」理由について、次のような事柄を列挙している。要約すれ
 ば（一）不況期において發生する解雇問題の回避、（二）直用職
 工に適用される諸法規を免れうることを、（三）長い期間供給人夫
 として使用し、成績優秀なる者のみを採用するに便利なること、
 （四）災害扶助責任の回避、（五）労働争議等の場合、供給人の
 勢力を利用することができる、などである。このうち、最も重
 要な要因は、「解雇シ失業ニ陥ラシムル場合ガ一番工場主ノ困難

ヲ感ズル所デアル」と述べ、(一)の解雇問題を強調している。

これは何よりも労働争議の発生防止を強く意識したものである。一九二〇年以降、八幡製鉄所の「労働者支配の特徴は、工場委員会制の導入に象徴される職工層に対する協調主義的施策の登場と、とりわけ職夫層に対する抑圧の強化であり、これは総じて職工・職夫の差別分断をより徹底させようとするもの」であった。それは一九二〇年の大争議を契機に必然化した労働者支配のあり方を示すものである。一九二〇年八幡製鉄所大争議は、「中堅職工」が中核となり、職夫供給人や臨時職夫をも巻き込み全労働者による大衆的行動の昂揚として展開された。それを教訓に、スト收拾後は、供給人の指定と供給人組合の設置、職夫の登録制度、職夫供給雇傭規則の制定など、臨時工制度の管理を強化し臨時職夫層に対する抑圧を進める一方で、職工層に対して各種福利施策の面で優遇措置が実施されていく。特に、解雇・失業問題に関連した「解雇手当」の導入は特記にあたいする。

戦後「反動恐慌」による鉄鋼需要の急減と解雇者増大、解雇手当を求める組合運動を背景に、一九二二年八月、八幡製鉄所は「一般職工解雇手当」及び内規に基づく「職工特別慰労金」制度を創設した⁽³¹⁾。これは「事業上の都合、年齢満限、傷痍疾病等」を条件に「解雇手当」を、さらに集团的解雇の際には、「特別慰労金」を併給する仕組みをもつ手当制度であった。その金額は勤続二十五年以上の場合、前者が日給の三五五分、後者

も同様の日数分であつて、合計二年間分の日額給与という破格の水準をもつ⁽³²⁾。さらには、退職者は加入した共済会からも「脱退給與金」(会社都合の退職で勤続二十年以上の者は給料の約一八分)を給付されるのである。しかし、臨時職夫にはこれらの恩典から完全に排除されたことは言うまでもない。こうした手当の事例でもわかるように、臨時工制度は常用職工と臨時工との差別、分断を生み出すが、それは労務コストの節減という面のみならず、労働争議の防止など労働組合対策からの要諦でもあつた。

補足の最後は、臨時工制度がある一定の歴史段階において登場したことの意味、すなわち臨時工制度の必然性についてである。この必然性について、経済理論からどう展開できるか、つまり如何なる経済メカニズムないし資本の論理から導き得るであろうか。筆者はこの問題について、独占段階に固有の蓄積様式から説明すべきではないかと考えている。以下、簡潔に素描してみよう。

独占体制下における大企業に固有の(支配と強制に基づく)蓄積様式は、弱小資本の淘汰による過剰資本の社会的廃棄が困難になることで必然化する⁽³³⁾。したがって、それは独占体の内部に抱え込み累積する過剰資本の圧力を他に転嫁する仕組みないし機構として現れる。例えば、資本循環に即して言えば、貨幣資本の過剰がもたらすキャピタル・ゲイン獲得への投資行動や資本輸出、商品資本の過剰を契機に発達する商業・流通過程の独

占的支配と負担転嫁の構造、生産資本（原材料）の過剰に基づき中小下請企業に在庫負担を強制し、低単価によって収奪を可能にする下請系列支配の形成はその典型である。同様に、生産資本の過剰は、生産過程では生産設備の遊休、操業度の低下として現れる。つまり、独占的大企業を生産調整（操業度調整）は、独占段階において固有な過剰資本の処理（廃棄）の形態に他ならない。

独占的大企業における労働力管理は、独占企業間の競争形態の変化によって（一般に価格競争が回避される結果）需要の変動を操業度調整で対応せざるを得ないところから発生する。それは製品単位当たりの固定費上昇をもたらすコスト圧縮のための管理技法を発展させる同時に、生産量の変動に対応可能な雇用の弾力性確保を労働力管理の重要な課題として意識化させる。すなわち、生産調整、需要の変動に対応する操業度調整の必要性は、その費用負担と過剰資本の矛盾転嫁の仕組みとして、（過剰労働力の処理と利用に促す独自の機構ないし諸制度の形成、発達をも必然化させるのである）。

独占体制が確立した一九二〇年代において、アメリカでは企業内福利施策の一つに、それ以前には全く見ることもなかった解雇手当などの失業補償制度が登場し、また生産調整や操業度の低下を労働者を犠牲にして調整する新たな諸方策（例えば週四日労働制などフレキシブルな労働時間制度、配置転換、他企業への出向など）や、レイオフと資本合理的なセニョリティ・

ルールによる労働力の入排出の仕組み（雇用調整制度）が登場し、⁽³⁴⁾ 大企業を中心に導入された。これらはすべて生産過程において、過剰資本の圧力を処理し労働者に負担転嫁するための制度ないし機構であった。日本の臨時工制度は、アメリカとは形態が異なるものの、その必然性において同じメカニズムをもつものであり、まさに日本資本主義の特殊性と労資関係の構造、工場法等労働者保護立法の内容に規定され、独自の制度として発達を遂げた雇用調整（過剰労働力の処理と利用）、及び労働者の分断支配の制度に他ならない。日本の臨時工制度が一九二〇年代という特定の歴史段階において発生し、三〇年代の不況期を経て飛躍的な発展を遂げたのもかかる理由による。

臨時工制度は、その後の歴史の推移をみると、戦時下において、軍需生産増強のための土木建設や輸送業務の増大、工業分野でも軍需や戦況による需要の波動性に対処するため、戦時労働員計画において合法化され利用され続けた。⁽³⁵⁾ したがって、戦前の臨時工制度及び労働供給請負業は、日本資本主義において「一九三八年半ばころまでに解体・消滅していった」とする見解は誤りである。⁽³⁶⁾

第二次世界大戦後には、GHQ対日労働政策が展開され、職業安定法第四四条の労働供給事業禁止措置を契機に、それまで存在した労働供給請負制下の労働者は、直用の臨時工に転換され、新たな「臨時工問題」が発生した。さらに一九五二年二月職業安定法施行規則第四條第四項の改正、すなわち労働供給事

業の規制緩和措置によって臨時工制度は社外工制度に転換した。そして、一九八〇年代以降、業務処理請負業が労働者派遣法によって合法化され、多様な非正規雇用の創出と相俟って、フレキシブルな雇用調整を可能ならしめ、今日大規模な不安定就業者を階層として生みだし、労働者の差別・分断支配を飛躍的に高度化させたことは言うまでもない。

筆者は戦前の臨時工制度、特にその典型である八幡製鉄所の臨時工制度について、こうした歴史のパススペクティブのなかに位置づけ、実態分析のみならず理論的な再検討も必要な研究課題と考えている。

- (1) 東京地方職業紹介事務局『努力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、同『横濱港ニ於ケル仲仕努力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、同『東京市大島地方ニ於ケル工場雑役努力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、同『横濱地方ニ於ケル土木建設工場雑役努力供給請負業ニ関スル調査』一九三五年六月、名古屋地方職業紹介事務局『努力供給請負業調査』一九三五年三月、大阪地方職業紹介事務局『努力供給請負業に関する調査』一九三五年九月、福岡地方職業紹介事務局『努力供給請負業に関する調査』一九三四年十二月。
- (2) 片山一義『青森地方職業紹介事務局』努力供給請負業ニ関スル調査(一)、『札幌学院大学経済論集』第7号、二〇一四年三月、同『青森地方職業紹介事務局』努力供給請負業ニ関スル調査(二)、『札幌学院大学経済論集』第8号、二〇一四年十月。
- (3) 福岡地方職業紹介事務局『努力供給請負業に関する調査』昭和九年十二月、五〇六頁。
- (4) 労働省労働基準監督課編著『臨時工』日刊労働通信社刊、昭和三十三年、九〇一頁。百田正弘『臨時工と労働保護』東洋経済新報社
- (5) 『臨時工をめぐる法律問題』東洋経済新報社、昭和三十二年、二四三頁。
- (6) 労働事情調査所編『臨時工問題の研究』(労働事情調査報第一輯)労働事情調査所、一九三五年六月、一〇五〜一二七頁。
- (7) 内務省社会局労働部『臨時職工及人夫ニ關スル調査』昭和十年三月。労働事情調査所編、前掲書、一三三〜一三九頁。なお、後藤清は、臨時工に対する脱法行為を批判する立場から、①工場法第十五条の扶養義務、②工場法施行規則第二七条の二に基づく予告手当支給義務、③福利施策としての解雇・退職手当支給のそれぞれについて法解釈を展開し、直接雇用形態の臨時工、間接雇用形態の臨時工いずれもそれらの適用が可能であり、またそうすべきであるとの積極的な法理を展開している。後藤清『臨時工の法律學的考察』『社会政策時報』第一八四号、一九三六年一月。
- (8) 協定会福岡出張所『八幡製鉄所指定職夫の職工採用事情』(昭和一〇年七月一七日)、労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第7巻所収、一三二頁。
- (9) 八幡製鉄所の正史では、八幡製鉄所所史編さん実行委員会編『八幡製鉄所八十年史 部門史 下巻』新日本製鉄八幡製鉄所、一九八〇年一月、三一五〜三一九頁で、外注企業と労務供給業の概要について触れている。その他、第一次世界大戦後から一九二〇年代前半日本鉄鋼業の労働問題を対象に、橋本能保利が『製鉄業労働事情概説』と題したかなり詳細な実態調査結果を報告している。この中で「人夫に関する制度」として、金石製鉄所の請負人夫制度とともに、「八幡製鉄所に於ける職夫制度(大正十三年五月現在)」を取りあげ、概説ながらかなり詳しい実態を報告している。本稿で紹介する福岡地方職業紹介事務局の調査以外に、当時の労働事情を知りうる唯一の資料と思われる。橋本能保利『本邦製鐵業労働事情概説(三)』『社会政策時報』第六六号、一九二六年三月。
- (10) 八幡製鉄所の臨時職夫の問題を扱った研究では、次のような文献があげられる。大里仁士『官営八幡製鉄所草創期における労働関係の資料的検討(一)(二)(三)』『八幡大学論集』第三五卷第三号、第三五第四号、第三六卷第一号、一九八四年十二月、一九八五年三月、

(11) 一九八五年七月、時里奉明「製鐵所創立期の労働者——『職夫』の創出過程——」『九州国際大学経済論集』第一〇巻第三号、二〇〇四年三月、森建資「官営八幡製鐵所の勞務管理(二)」『経済学論集』第七一卷第一号、二〇〇五年四月、長島修「官営八幡製鐵所論——國家資本の経営史」日本経済評論社、二〇一二年十二月、第十二章。協調会福岡出張所、前掲書、一三〇頁。

(12) 地方職業紹介事務局が実施した同様の各調査では、基本となる調査事項(項目)が次の一八点で統一されている。

- 一、調査対象の供給事業者の概要(供給先業種別の事業者数供給労働者数、専業・兼業別区分など)
 - 二、勞力供給請負業者の沿革
 - 三、供給業者と求人者との関係(請負契約の形式その他、供給方法、労働条件、求人者の供給業者を利用する理由)
 - 四、供給業者と所属労働者との関係(労働者獲得(募集)の方法、労働者に対する統制組織、前借関係、宿泊施設、労働者の内容、就業現場における作業状態、不就労者に対する共済、生活保障の状況、その他)
 - 五、供給請負による業者の収益方法(手数料、賃金の頭割)
 - 六、労働者不足する場合の措置
 - 七、不就労日数と季節的關係
 - 八、福利共済施設
 - 九、労働紛議
 - 一〇、営利職業紹介業者との關係
 - 一一、公益職業紹介所との關係
 - 一二、勞力供給請負業、労働下宿同業組合等組織の状況
 - 一三、取締の状況
 - 一四、供給請負の利弊
 - 一五、将来への展望
 - 一六、供給業者に対する意見
 - 一七、その他参考事項
 - 一八、添付参考資料
- なお、福岡地方職業紹介事務局の調査報告では、このうち一二の「勞

力供給請負業、労働下宿同業者組合等組織の状況」のみ割愛され、一三と一四の事項を合体して一つの章を構成している。その他は、添付資料を含めてすべて同じ調査報告の構成形式となっている。

(13) 間宏監修・解説『臨時工問題』(日本勞務管理史資料集 第三期第8巻 雇用管理—長期安定雇用への道—)五山堂書店、一九九三年一二月、一六頁。

(14) 「臨時職工及人夫名義職工ニ對スル業種別調査表」、及び「臨時職工及人夫名義職工ニ對スル府縣別調査表」の二つの表を指す。内務省社會局労働部、前掲書、八〇—一頁。

(15) 因みに、「福岡縣下に於ける臨時職工及び人夫名義職工調査」(昭和九年十二月一日現在)は、内務省社會局「臨時職工及人夫ニ關スル調査」と同じ分類方法に基づいて臨時職工の統計を公表している。この調査では、八幡製鐵所を「特別工場」に含めているが、臨時工について「供給請負人を通じて雇傭するもの」の中の「雇入及賃金等に關し工業主に於て特定するもの」に正しく分類している。協調会福岡出張所「報告第三六〇号」昭和一〇年四月二七日、労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第7巻所収、二二八—二二九頁。

(16) 「商局第二二七四號」(大正五年一月七日)は、職工と人夫との區別を次のように定めた。すなわち、「(一)職工と人夫との區別は其の操る所の業務を以て標準とす即ち主として作業場内に在りて當該工場を助成する為勞役に従事する者を職工とし主として作業場外に在りて間接の補助作業に従事する者を人夫とす(二)前段に依り難きときは工業主若は被傭者の意志を參照して之を分別す 尚ほ工業の業務に従事する者にして其の操業か性質上職工の業務たる以上は雇傭關係か直接工業主と職工との間に存する或は職工供給請負業者、事業請負者等の介在する場合とは問はず一切其の工業主の使用する職工として取扱ふものとす」厚生省労働局編纂「労働保護法規並解釋例規」協調會産業福利部、一九四一年三月、二三頁。

(17) 通牒「商局第一一八二號」(大正五年十月十六日)は次の通り。「専ら運搬及荷積を為す運搬仲仕は職工に非ざるも作業場内に於ける勞役に従事する場合は其の内容如何に依り職工と認むべき場合ある

- へし」厚生省労働局編纂『労働保護法規並解釋例規』協同會産業福
利部、一九四一年三月、二四頁。
- (18) 間宏監修・解説、前掲書、一六〇～一七頁。
- (19) 労働事情調査所編、前掲書、六四～六五頁。
- (20) 労働事情調査所編、前掲書、一〇三～一〇四頁。
- (21) この点で特に重視すべきは、世界恐慌を契機とし、昭和五年六月三日「取労第八五号」「定期臨時工に關スル件」によって工場法施行令第二七條の二に基づき直用臨時工に対する解雇予告及び同手当支給を促す政策から、昭和八年一月一日「発労第一一〇号」により、間接雇用形態の臨時工及び人夫名義職工(工場内作業において請負業者の下で働く人夫、及び労務供給請負業者より供給される人夫)に対しても、三十日を超えて引続き使用された場合、事実上期間の定めなき雇用関係が成立したとみなし、工場法施行令第二七條の二を適用する政策へと労働者保護の重点を拡大し、さらには、社会局労働部長より地方長官宛通牒「供給労働者ノ賃銀支拂ニ關スル件」(昭和十年五月八日)と、警視庁通牒(昭和十年五月十七日)によって、中間搾取(頭刎ね)への規制にまで踏み込んだ事実である。この事実はきわめて重大である。こうした経緯は、矢次一夫の『臨時工問題の研究』においてのみ知ることができる。三好宏一氏の論文「戦前の日本労働政策と臨時工」は、臨時工制に関する内務省労働局等による大正十五年「労発一一九〇号」から昭和十年に至るまでのこうした一連の通牒(取締り政策)を、戦前期の社会政策全体のなかに位置づけ、その意義と限界を解明した。それは理論面でも戦後の臨時工問題の解明に繋がる研究でもあった。同氏のこの論文は臨時工制研究の一つの到達点を示す優れた業績と考える。筆者はこの水準を超える研究を未だ知らない。三好宏「戦前の日本労働政策と臨時工」、北海道立労働科学研究所編『臨時工・後編』日本評論新社、一九五六年、第三部所収。後に、三好宏「先生論文編集委員会編『労働運動の道しるべ』三好宏一先生論文文集』三好宏一先生論文集刊行委員会、二〇〇五年七月に収録。
- (22) 八幡製鉄株式会社八幡製鉄所編『八幡製鉄所労働運動誌』八幡製鉄所、一九五三年、四四六頁。
- (23) 同右、四四六頁。
- (24) 「八幡製鉄所における臨時職夫の待遇」八幡製鉄所労務部「製鉄所労務概要」(昭和十一年二月現在)労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第7巻所収、一三三頁。
- (25) 製鉄所労務部「工場労働統計 自大正一三年至昭和四年」一九三〇年一月、二四二～二四五頁。
- (26) 「登録申合規約」では、製鉄所の「作業ノ都合ニ依り使役人員著シク減少シ差當リ増員ノ見込ナシト認メラル、トキ」は、「直チニ登録ヲ取消ス」ことができることも定められている。その場合、職夫供給人は損害賠償の責任を負わない旨規定している。
- (27) 橋本能保利、前掲論文「本邦製鐵業労働事情概説(三)」一三二頁。
- (28) 同右、一四六頁。
- (29) 長島修氏は、八幡製鉄所の様々な規程等を原資料に使って、職夫管理の内実をかなり詳しく明らかにされた(長島修、前掲書)。しかし、「供給人と労働下宿の主人」、及び「供給人と職夫」の関係の説明などで、疑問と感ずる点も少なくない。例えば、前者に関して、「職夫供給制度の下にあつて、供給人をしのご権限をもつていたのは、代人(世話役または代理人とも呼ばれていた)(=労働下宿の主人)のことを指す。引用者であった。彼等は製鐵所との直接的雇用関係にはなく、あくまで職夫供給人と雇用関係を結んでいるに過ぎなかつた」(同、前掲書、四五九頁)と述べている。また後者については、「職夫は、職夫供給人―代理人(世話役)―の直接的管理の下にあり、雇用関係も職夫供給人と結んでいた」(同、前掲書、四八八頁)と述べている。しかし、職夫は供給人と間に「雇用契約」を交わしていた事実はないと思われるし、また代理人(労働下宿の主人)の収入源についても、橋本能保利の調査で、「止宿人夫から得る五十八銭の賄料の外、何も無い」と述べている通り、雇用関係に基づく所得は無かつたと思われる。その結果、労働下宿屋の主人をして、客引料、汽車賃旅費、様々な準備品の前借、さらに前貸し料子、高価な物品に売りけるなど、賃金の控除を中心に中間搾取に向かはしめたことは、本調査報告が明らかにした通りである。
- (30) 三宅明正「第一次大戦後の重工業大経営労働運動―一九二〇年八幡

製鐵所大争議を中心に―『日本史研究』一九七号、一九七九年一月、二六頁。因みに、同氏は、一九二〇年大争議の際、第一次争議において下宿屋の主人、さらには職夫供給人が労友会を支持し職工と職夫の統一に大きな役割を果たしたが、第二次争議では職夫供給人を基盤とする国粋会八幡支部が争議団幹部への暴行行為をひたすら起こし、強圧的に争議団側に要求の修正案を呑ませて争議圧伏へのり出したと述べている。その他、一九二〇年の大争議を扱った論考には、広川禎秀「八幡製鐵所における一九二〇年のストライキ―人文研究』第二四卷第一〇号、一九七二年がある。

(31) 橋本能保利「本邦製鐵業勞働事情概説(四)」『社会政策時報』第六九号、一九二六年六月、一一〇頁。

(32) 例えば、釜石鋳業所の解職手当は、二週間分の日給額であった。この他に帰郷費用及び共済会に醸出した各自の金額、退職手当規程による退職手当を給与した。室蘭及輪西製鐵所では、一九二〇年以降大規模な整理解雇の際には、一人当たり平均五百円以上の解雇手当を支給した。加えて、予告手当十二日分、帰郷旅費や共済会からの退職手当も併給された。同右、一一〇頁。

(33) 独占資本主義の法則と矛盾、独占価格と独占利潤、独占体制下の企業行動など、総じて独占資本主義の基本構造については、佐々木秀太氏の優れた論考から多くを学んだ。例えば、小松山政克〔ほか〕共著『現代の經濟原論』新評論、一九八六年四月、第一部第一章〜第四章などを参照のこと。

(34) “The dismissal wage”, *Monthly Labor Review*, Vol.30, No.4, April, 1930, “Employment Conditions and Relief”, *Monthly Labor Review*, Vol.31, No.3, Sept., 1930, Andrews, John B., “A Practical Program for the Prevention of Unemployment in America”, *American Labor Legislation Review*, Vol.5, No.2, June, 1915, Feldman, H., *The regularization of employment: a study in the prevention of unemployment*, (New York, Harper, 1925), Johnsen, Julia E., *Stability of Employment*, (The H. W. Wilson Company 1931), National Industrial Conference Board, *Lay-off and Its Prevention*, (National Industrial Conference

Board, 1930) などを参照のこと。

(35) 黒川俊雄「日雇・臨時工」、大河内一男、隅谷三喜男編『日本の労働者階級』東洋經濟新報社、一九五五年。なお、戦時下の一九四一年度末、八幡製鐵所の職夫数は二、四三三人(日鉄全体では五、八一五人)であり、終戦日の一九四五年八月一日現在では、職夫は二、四六六人(日鉄全体で四、二二二人)となっているが、これに代わって朝鮮人工員が二、八〇五人と増加し、特殊労働者の中では微用工三、七四四人に次いで多かった。日本製鐵株式会社編集委員会編『日本製鐵株式会社史 一九三四〜一九五〇』日本製鐵、一九五九年、六七九〜六九一頁。また、『八幡製鐵所八十年史』では、「明治四十年頃から昭和十九年頃までの四十年余にわたり、外注作業とは別に、直営の勞務供給機関として勞務供給業者が存在していた」と述べている。八幡製鐵所所史編さん実行委員会編、前掲書、三二七頁。

(36) 西成田豊「兩大戦間期の日本の臨時工と勞務供給請負業」『人文・自然研究』第五号、二〇一一年三月、六四〜六五頁。また、同氏の見解に対する反証としては、次のような事実も指摘できる。すなわち、一九三九年十月現在、政府が改正職業紹介法に基づく勞務供給事業規則によって最初に蒐集した公式統計では、全国で勞務供給業者は二、四六一件、所属労働者数二万四八〇五人、供給延人員二一六万四一九二人(一月〜十月までの合計)であった(労働省『労働行政史 第一卷』労働法令協会、一九六一年、七三八頁)。これら膨大な数でさえ、実際の状況をかなり過少に表していると思われる。

(かたやま かずよし) 社会政策専攻

(資料)

福岡地方職業紹介事務局

『労力供給請負業に関する調査』

(昭和九年十二月)

目次

一 概説

二 労力供給請負業ノ沿革

三 供給業者ト事業主トノ関係

(1) 供給労働者ノ範圍

(2) 供給契約ノ形式、内容

(3) 供給ノ方法

(4) 労働条件

(5) 求人者ノ供給業者ヲ利用スル理由

四 供給業者ト所属労働者トノ関係

(1) 労働者募集ノ方法

(2) 労働者ニ対スル統制組織

(3) 前借関係

(4) 宿泊設備

(5) 労働者ノ内容

(イ) 年齢

(ロ) 世帯持独身ノ別

(ハ) 教育程度並出身地

五 供給請負ニ依ル業者ノ収益方法

(1) 手数料

(2) 賃銀ノ頭割

六 労働者不足セル場合ノ措置

七 就労日数ト季節的關係

八 福利共済施設

(1) 傷害、休養、保健、衛生等ノ施設

(2) 慰安娛樂施設

(3) 宿泊施設

(4) 労働要具ノ貸与

九 労働紛議

十 營利紹介業者トノ関係

十一 公益職業紹介所トノ関係

十二 供給請負業者ノ取締ノ状況及供給請負ノ利弊

十三 將來ヘノ展望及當局ノ意見

(イ) 労力供給請負業者ニ対スル取締法規ヲ定メ之等ノ跋

扨ヲ防止スルコト

(ロ) 労働紹介機関ノ整備ヲ必要トスル

労力供給請負業ニ関スル調査

一 概 説

管内ニ於テ勞力供給請負制度ノ存在シテ居ル地域の範圍ハ北九州八幡市ヲ中心トシ戸畑、小倉、門司、若松ノ各市及福岡、大牟田、長崎、佐世保ノ九都市ニ及ンデキル。右ノ外ニ一部ノ炭山及港湾仲仕勞働ニ其ノ例ヲ見テキル状態デアル。右ノ内勞働下宿ガ存在シ此ノ勞働下宿トノ聯繫ニ依ツテ（供給人自ラ下宿ヲ營ム者モアル）人夫或ハ職工ヲ供給シツ、アル地方ハ北九州五市、大牟田市ノ六勞働都市地方ニ限ラレテ居リ、福岡、長崎、佐世保ニハ勞働下宿ト目スベキモノハナイ。

勞力供給請負業者ハ普通人夫供給人ト称セラレテ居リ事業主ト豫メ勞働供給ノ契約ヲ結ビ或ハ別ニ契約ノ形式ハ採ラズトモ事業主ノ要求ニ應ジテ所要ノ勞働者ヲ供給シツ、アルモノデアルガ、勞力ノ供給ノミヲ業トスルノモハ比較的少ク勞力供給ノ傍ラ一方ニハ事業ノ請負ヲ為シ所属勞働者ヲ繰込ンデ作業ヲ当ルトイフモノガ多イ。併シ此ノ事業請負ナルモノニ就テハ例ヘバ臨時的ニ起ツタ建築土木工事ヲ入札ニ依ツテ請負フモノト作業ノ繁閑ハアルガ年間ヲ通ジテ或ル作業主トシテ運搬作業等ニ豫メ一屯当リ或ハ一箇当リノ賃率ヲ協定シテ之ヲ請負フモノト大体ニ於テ二種ニ分割スル事ガ出來ル。前者ハ事業請負ト称スルヲ得ベキモ後者ハ其ノ内容ニ於テハ事業請負ト解シ難キ点アリ、即チ勞力ノミノ請負ヲ為シ勞働者ノ供給ガ主ナル内容トナツテ

居ル点ヨリシテ寧ロ勞力供給請負ノ範圍ニ属スルモノトシテ之等ノ状態ニ就テモ調査研究ノ必要アルモノト思料シテ居ル。

從來北九州工場地帯ニハ供給人制度ノ利用ガ一般ニ盛ンデ人夫ノ供給ヨリ進ンデ職工ノ採用ニ際シテモ重大ナル役割ヲ演ジテ居ルガ、今各都市別ニ供給人利用ノ代表的工場ヲ列擧スレバ次ノ如クデアル。先ツ八幡市ノ日本製鐵八幡製鐵所ヲ始メ同市黒崎窯業工場、戸畑市ノ旭硝子牧山工場、全曹達工場、三菱タール工場、戸畑鑄物戸畑工場、明治製糖戸畑工場、日本水産製罐部、門司市ノ淺野セメント工場、神戸製鋼所門司工場、大日本製糖大里工場、日本製粉門司工場、古河電氣九州電線製造所、大日本酒類釀造工場、小倉市ノ王子製紙工場、東洋陶器工場九軌發電所、若松市ノ日本板硝子工場、戸畑鑄物若松工場、日華製油工場、東海鋼業工場等北九州五都市ニ於テ主ナルモノ、ミヲ擧グルモ二十二工場ヲ算シ、最近ニ於ケル供給人一日平均ノ供給量ハ此等總テノ工場ヲ含メテ一万七、八千人ノ多キニ達スル状態デアル。此ノ外ニ大牟田市ニ於ケル三井關係ノ事業タル染料工場、精鍊所、製作所及其傍系電氣化學工場等、長崎市ニ於テハ三菱重工業長崎造船所、同兵器製作所、三菱電機製作所、佐世保市ノ海軍建築部等ニ於テモ其ノ例ヲ見テ居ル。尚福岡市ニ於テモ日本足袋福岡工場關係ノ事業ニ最近供給人ノ発注ヲ見、市内雜役ヲ目的トスル供給人類似

業者モ一、ニアルガ特筆スベキ程デナイ。

元來工場ノ經營ニ當ツテハ場外ニ於テノ原料製品機械等ノ運搬作業及場外ト場内ノ連絡運搬作業其他臨時ニ多數ノ労働者ヲ必要トスル場合多ク其ノ結果トシテ人夫供給ノ必要ガ起ルコトハ蓋シ避クベカラザル事デアラウガ、研究ノ要点ハ供給入夫ヲ使用スル作業ノ種類性質及供給入夫ノ量ヲ明カニスルコト、之ガ供給方法トシテ在來ノ供給入夫制度ニ代フルニ漸次公益ノ労働紹介機関ニ之ヲ委マルカトイウコトガ問題デアルト思フ。作業ノ種類及供給入夫ノ量トイフ問題ニ就テハ現在ノ供給入夫ノ中ニハ職工、臨時職工、指定入夫、普通供給入夫ノ各種類ヲ包含スルヲ以テ之等各作業ノ性質並必要量ヲ考究シテ果シテ之等ノ全部ヲ現在ノ如ク日傭的ニ供給スベキガ適當ナリヤ否ノ問題ヲ生ズル。供給入夫ヲ利用スルカ労働紹介所ヲ利用スルカトイフ問題ニツイテハ成ル程強イ供給入夫制度ガ北九州ヲ風靡シ居ルコトハ事実デアルガ又一面ヨリ見レバ此ノ供給入夫制度ヲ廃止シテ好結果ヲ見テ居ルモノ又ハ新設ノ当初ヨリ供給入夫ヲ設ケズ其他ノ労働紹介所利用ノ方針ヲ確立シ着々之ヲ実施シテ居ル箇所モアル。

從來ノ供給入夫ヲ廃シテ労働紹介所ヲ利用シツ、アル代表的ノ工場ノ例ヲ擧グレバ、八幡市ノ安川電氣工場、新設ヲ機會ニ供給入夫ヲ置カズ労働紹介所ヲ利用シテ居ルモノトシテハ戸畑市ノ共同漁業会社、官營デハ陸軍造兵廠小倉工廠

等ヲ擧グルコトガ出來ル。又全々從來ノ供給入夫ヲ廃止シナクトモ其ノ範圍ヲ漸次縮少^{（マツ）}シテ直轄制ヲ設ケ直轄使用ノ者ハ供給入夫ノ手ヲ經ズ労働紹介所ヨリ或ハ一般ヨリ之ヲ採用スルトイフ風ガ益々顯著トナリツ、アル。尚此ノ直轄制ニヨツテ使用サレル者ハ日々人ガ更ルトイフ場合ハ少ク、大抵引續イテ同人ガ就勞シツ、アレバ、之ハ其ノ性質上臨時職工ノ部類ニ属スルモノデアアルガ臨時職工ノ待遇ヲ受ケテ居ル箇所モアリ又斯様ナ待遇ヲ受ケテ居ラナイ箇所モアル。兎ニ角工場ニ於ケル職工以外ノ不足労働ノ雇傭ニ関シテハ曾テ炭山労働ニ於テ納屋制度廃止ノ一段階トシテ新ニ採用スル者ヲ直轄制トシ納屋制度直轄制ノ併用ヲ以テ労働統制ヲ行ツタ時代ガアツタガ、此ノ状態ハ炭山個々ニ見レバ今日ニ於テモ全々廢レテ居ラス。丁度斯様ノ労働統制ニ似タ点ガアル。將來此ノ傾向ハ益々顯著トナリ從來一定ノ内規ヲ作ツテ指定供給入夫ノ手ヲ經ナケレバ職工人夫トモ採用シナイトイフ様ナ工場ニ於テモ漸次直轄採用ノ者ガ増加スルデアアラウコトガ豫測シ得ラル。所謂親方制度ヲ直ニ供給入夫制度ト断ズルコトハ早計デアアルガ少クトモ親方制度ノ主タル内容ハ努力供給入夫制度デアルトイフコトガ出來ル。而シテ親方制度ニ就テハ長所モアリ短所モアルト稱セラレテキルガ産業經濟機構ニ於テ社会生活上ニ於テ非常ナ変遷ヲ見テキル今日ニ於テハ其ノ特長トサレテキル親方ト子方ノ麗ハシイ間柄即チ親方ハ子方ヲ教育シ子方ノ生活ヲ保証スル

トイフ特長ニ段々變化ヲ見テ今日ノ時代ニアリテハ親方ハ一種ノ中間者デ勞働賃銀ノ頭勿ヲ因襲のニ行ツテ居ルニ過ギナイトイフ者ガ多イ状態デ勞資ノ紛争防止並ニ紛争解決トイフ問題ヨリ見ルモ必ズシモ効果ヲ擧ゲ得ズ寧口之等ノ中間者ノ為ニ勞働爭議勃發スル事例ハ珍ラシクナイトイフ状態デアル。

以上ハ極メテ概括的ニ勞力供給人制度ノ趨勢ヲ述ベタノデアルガ此外ニ前述シタ通り勞力供給請負ノ問題ハ港灣仲仕勞働等ニモ存在シテ居ルガ、之等ハ本當ノ屋外勞働デアリ比較的此ノ制度ノ存在價值ヲ認メル事ガ出來ル。主トシテ問題トナツテ居ルノハ工場ニ附随スル供給人制度デアルカラ此ノ調査モ工場勞働ニ重キヲ置イテ具體的事項ヲ述ベテ見度イ。尚各都市別工場ノ供給人利用狀況は次ノ如クデアル。

(第一表) 管内勞力供給請負業調

市別	会社工場名	勞力供給請負業者名	摘 要
福岡市	日本足袋福岡工場	大家組 家永七郎	一日十人内外供給、手数料シテ日給ノ五割乃至一割、宿泊設備ナシ
	浅野セメント門司工場	藤本組 藤本藤助	一日七、八十人位供給、右ノ外一部ノ作業ヲ請負、契約書ナシ、習慣的ニ供給セシム
	神戸製鋼所門司伸銅工場	小森江組 石場香吉	一日二十人程度供給シツ、アリアルガ現在ニ於テハ直接雇傭ノ者ヲ増加シ臨時職工トシテ採用シツ、アリ
門司市	大日本製糖大里工場	長尾組 藤田組 池田組	一日約二百人内外供給一部ニ作業請負ノ箇所アリ、賃銀ハ供給人ニ一纏メニ支拂手数料トシテ女五錢、男十錢程度ノ頭勿ヲ為ス別ニ契約書ハ取交シ居ラス

市別	会社工場名	勞力供給請負業者名	摘 要
小倉市	大日本酒類醸造会社	日本組 池田組	二組ニテ八十六位
	王子製紙小倉工場	竹中組	一日五十人位、一部ノ作業請負ヲ含ム、手数料日給ノ八歩
	東洋陶器小倉工場	一心組	一日四十人位供給、手数料ハ賃銀一割、宿泊設備ナシ
	九軌発電所	松井半次郎	一日七十人位供給、賃銀ハ直接供給人ニ支拂フ、手数料ハ八歩乃至一割差引ク、宿泊設備ナシ
若松市	戸畑製物若松工場	上妻傳次郎	二組ニテ一日二百人位供給、手数料ハ会社ヨリ一人ニ付男八錢、女五錢支給、最近供給人ニ更フルニ勞働額亦機關利用トイフコトニ付研究中
	服部製作所	保里組	一日五十人程度、一人ニ付男十錢、女五錢、賃金ヨリ供給人ニ對シテ支拂フ
	日華製油工場	日華組 酒井与平	大部分作業請負
	東海鋼業工場	林組	主トシテ作業請負
	日本タール工場	大庭組	運搬作業ノ請負、男十錢、女五錢程度ノ手数料ヲ引
戸畑市	旭硝子神山工場	上田組 加治組 三九組	供給人夫一日約三百人、請負人夫ハ曹達工場ヲ合シテ一日約五百人
	旭硝子曹達工場	務所 石田組 井原組	一日約二八〇人
	日鉄八幡製鐵所戸畑作業所	岡部組 磯部組	八幡製鐵所支配下ニアリ、手数料ハ一日一人六錢、製鐵所ヨリ供給人ニ支拂フ
	明治製糖戸畑工場	栃木商事	主トシテ運搬作業ノ請負
	日本水産製罐部	保良組	主トシテ運搬作業請負
八幡市	日本製鐵株式会社八幡製鐵所	久富組 酒井組 工藤組 山崎組 波多野組 門司組	日本製鐵株式会社臨時職夫就業規則並供給規則ニ依リテ以上ノ供給人ヨリ供給セシム
	全 西八幡工場	上野組	最近臨時職夫二万一千人
	日鉄八幡製鐵所構内運搬作業	製鐵所構内運搬請負共済組合	代人ト勞動下宿、聯繫ニ依リ一日約四千人供給
	黒崎製糖工場	行武組 上田組	二組ニテ二百五十人程度供給、一部ニ作業請負アリ、直接雇傭指定人夫六、勞働紹介所利用

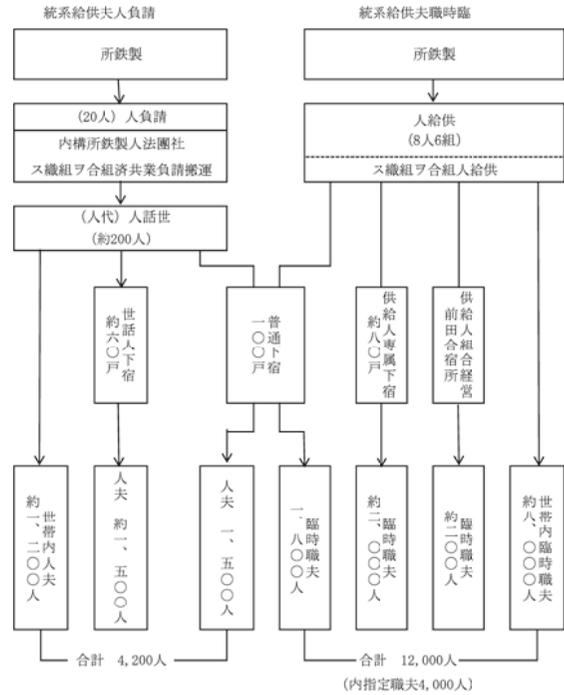
市別	会社工場名	労務供給請負業者名	摘 要
大牟田市	三井三池染料工業所	堤組 森田組 黒肥地組	人夫供給ト作業請負ノ二方法アリ一日七八百人供給
	全右 精錬所	金ヶ組 山崎組 坂利組	請負人夫三〇〇人
	全右 製作所	神代組 中形組	場外ノ建築工事 人夫ヲ供給一日百人程度
	電気化学工業大牟田工場	永岡組 齊藤組 山口組 森田組 有明組 高田組 武藤組 渡邊組 藤崎組 酒元組 平野組 宮野組	請負人夫七〇〇人、運搬作業ノ外石炭窯業入吹ノマークラ付ケル仕事供給人夫ニ内容同シ
長崎市	三菱重工長崎造船所	上田組 竹内組 伊藤組 佐藤組 浦山組 京屋組 堤組 森下組 松本組	契約期間ハ一ケ年、一日平均供給人員二二〇人、人夫賃銀男九十錢女五十五錢、賃銀ハ請負人二一纏メニ支拂手数料ハ会社ヨリ供給人ニ対シ男一人十錢女五錢ヲ別ニ支拂フ、労働下宿ト目スベキモノナシ
	三菱重工長崎兵器製造所	佐藤組	一日十人乃至二十人程度、供給方法ハ長崎造船所ニ同シ
	三菱電機長崎製作所	佐藤組	一日二十人乃至三十人程度、別段ニ内規ナシ、賃銀ハ一纏メニ供給業者ニ支拂フ、以下長崎造船所ニ同シ
佐世保市	海軍建築部	関谷組 水野組 藤水組 本山組 山領組 三池土木会社	供給制度ト作業請負ノ制度アリ、手数料ハ賃銀ノ一割程度ヲ支給ス
合計	三十二工場		

(註) 本表ハ工場労働努力供給ノ大勢ヲ知ランガ為集録シタモノデア
中一日供給人員ハ最近即チ昭和九年十月中ニ於ケル状態ノ記述
デア

次ニ具体的詳細調査ノ對照ニ就テハ左記ニ掲グル日鉄八幡製鉄所職夫供給人ト、戸畑市所在供給人大庭組ノ状態ヲ述ベ之ヲ中心トシテ北九州及其他ノ地方ノ状態ヲ必要ニ應ジテ記述スルコト、シタ。八幡製鉄所ハ周知ノ如ク久シク官營ノ大工場トシテ北九州ニ其ノ覇ヲ稱ヘ、本年一月製鉄合同ノ結果民間特殊会社トナツテ事業ハ益々拡張サレ職工、職夫其ノ他ノ労働者ヲ合シ今ヤ総計三万一千人ヲ以テ数フ

ルトイフ状態ニテ、労働統制ノ大規模ニシテ且複雑セルコト他ニ其ノ例ヲ見ナイモノデア。八幡製鉄所ノ労働統制中福利施設即チ積極的優遇方法ヲ除キ、供給人利用ノ供給労働者使用並請負人夫使用ノ風習ノ如キハ他ノ中小工場ニ於テ模倣セズシテハ置カナイトイフ事情ニアリ、從ツテ製鉄所ノ状態ヲ吟味スレバ大体ニ於テ北九州ノ状態ハ察知シ得ルトイフ実情デア。然シ從來ヨリノ民間会社關係係供給人ノ状態モ此ノ調査ニナクテハナラヌ資料デアルト思フ。之ニハ北九州ニ於テ最モ古キ努力供給人ノ一ツデア。大庭組ノ状態ヲ対象トスル事トシタ。尚製鉄所關係ニ於テハ臨時職夫ノ供給制度ヲ対象トセルモノデア。アルガ製鉄所トシテハ此ノ外ニ主トシテ運搬作業ノ如キハ之ヲ年契約ノ請負ニ付シ現在此ノ請負人ハ二十名、日々ノ人夫使用人員ハ約四千二人ニ及ンデ居ル状態デア。アツテ一方ニ斯様ナ制度ガアルトイフコト及ビ其ノ内容ヲ知ツテ置ク必要ガアルト信ゼラレルノデ必要ニ應ジ併而内容ヲ記述シ参考ニ供スルコト、シタ。大庭組ニ見ルガ如ク製鉄所以外ノ從來ノ民間会社關係ニ於テハ全一人二人夫ヲ供給セシメ同時ニ一部ノ作業ヲ賃率ヲ定メテ請負ハシムルノガ通例トナツテ居ルガ、製鉄所ニ於テハ此ノ兩者ハ別個ノ存在デアリ事情モ異ツテキル。其ノ状態ヲ簡單ニ圖示スレバ次ノ如クデア。詳細ハ各項ニ亘ツテ述ブルコト、スル。

（第二表）製鐵所臨時職夫並請負人夫使用概況



二 勞力供給請負業ノ沿革

北九州ニ於ケル工業ハ我國最優良炭田タル筑豊炭田ニ其ノ基ヲ發シテ居ル。我國ノ石炭ハ今ヨリ約二百五十年前元禄年間ニ筑前、豊前方面ニ初メテ発見サレ其後長崎縣ノ高島炭、東北ノ常磐炭及北海道炭等ガ発見サレタガ鉱区ノ高イコト、炭層ノ厚イ事、石炭ノ良質ナル埋藏量ノ多イ事ニ於テ筑豊炭田ガ第一位デアツテ、石炭ト云ヘバ筑豊地方ヲ思出ストイフ状態デアル。而モ此ノ筑豊炭ハ地理上昔カラ遠賀川ヲ利用シテ洞海湾ニ運ビ更ニ各地方ニ運シタモノデ

（第三表）勞力供給請負業者調（詳細調査ノ對象トナリタルモノ）

業名	業者名	其ノ居住地	専屬業ノ別	仲仕	所屬勞働者數	年間供給人員
組名	氏名				工場雜役	
久宮組	久宮秀九郎	八幡市大藏神田町一丁目	専業		二、九〇〇	四六八、四二六
酒井組	酒井 榮藏	通町五百	〃		一、六八八	五四〇、九四四
上田	吉次	宮田町一四八七	〃		一、六〇〇	四三三、七〇八
山崎組	山崎 光吉	天神町三丁目	〃		一、一〇〇	三七四、三三八
波多野組	波多野幸次郎	北本町一丁目	〃		一、四三六	四九二、一九九
門司組	門司松太郎	通町十二丁目	〃		二、一〇〇	二一九、八六五
工清組	工藤茂一郎	大阪町一丁目	〃		一、一〇〇	
清水	一久	梶野二丁目	〃		一、一〇〇	
小計	六組八人					
大庭組	大庭 春吉	戸畑市牧山			請負八〇〇	二七〇、〇〇〇

備考
所屬勞働者數欄ニ付テハ右供給人ノ中工場ノ職夫又ハ人夫需要ノ都合ニ依リ市内仲仕、土木建築人夫ニ極少数ノ人夫ヲ供給スルコトナシトセザルモ、之等ノコトハ特別ニ過ギザル為全部工場雜役トシテ計上シ置キタリ

アツテ、此ノ洞海湾一带ヨリ関門地方ニ掛ケテハ工業ニ必要ナ石炭ヲ需ムルニ最モ至便ナ地ヲ占メ傍々船舶ノ出入ニ適シ朝鮮、滿州、支那、台湾、南洋等ノ市場ニモ便利ナ地点ニアル為、明治初年以來我國ニ機械工場ノ勃興スルト同時ニ此ノ地点ガ工場地帯トシテ着目サレルニ至ツタ。

九州地方ノ近代の産業勞働ノ過程ヲ考ヘテ見レバ金屬山カラ炭山、港湾勞働、工場勞働者トイフ順序ニ開ケテ行ツタモノデアルガ勞働者ノ統制形態ハ久シイ間炭山ニ納屋制度ガ行ハレ此ノ風ガ北九州一带ニ深く浸ミ込シテ居ル。納

屋制度ニ就テハ納屋頭ト坑夫ハ親分子分ノ關係即チ一種ノ家族的關係デ共同生活ノ要素ガ多分ニ含まレテ居ルガ、一面ヨリ見レバ搾取者ト被搾取者トノ關係デアツテ賃銀労働者トシテ事業主ヨリ直接約束ノ賃銀ヲ受取ルトイフ状態デハナク、納屋頭ヨリ小使ノ支給ヲ受クルニ過ギナイトイフ時代ガ可成長ク續キ明治三十八年鉱業法ノ発布ヲ見タル以後ハ法規上ニ於テモ取締ガ嚴トナリ、坑主ハ通貨ヲ以テ労働者ニ直接賃銀ノ支拂ヲ為ストイフ炭山ガ漸次増加シ、今日ニ於テハ此ノ納屋制度ノ遺風ハ執拗ニ残存シテ居ルガ賃銀支拂ノ状態ニ見テ大体ニ於テ往年ノ納屋頭専制時代ニ見ル様ナコトハナクナツタ。若松港ノ仲仕ハ組頭ニ依ツテ統轄サレ、各地ニ見ル港灣労働者ノ状態ニ大差ハナイガ、昔ヨリ炭坑主ハ全時ニ石炭商デアル場合ガ多く、炭山ノ納屋制度ニ關係ノ深イ事ヲ知ル事ガ出來ル。

北九州ノ工場建設ノ歴史ヲ見レバ明治二十四年王子製紙小倉工場、全二十五年浅野セメント門司工場、全二十八年中央セメント黒崎工場、全二十九年日本製粉門司工場、全三十年八幡製鉄所(五八式ハ明治三十四年二月)トイフノガ最モ古ク、当時ノ一寒村八幡村ニ製鉄所ガ出來ル迄ニ既ニ四、五ノ工場ガ建設サレ、工場ノ下請負人ガ出入シテ人夫ヲ入レ作業ニ當ツテ居ツタトイフ例ガアリ、北九州ノ工場供給人並請負人夫ノ制度ハ之ヲ以テ濫觴トスルガ愈々其ノ状態ガ激シクナツタノハ製鉄所ノ建設ニ基因スルモノデ

アルコトヲ知ルコトガ出來ル。製鉄所ノ設置ニ依リ大量ノ労働者ヲ必要トスルニ一、一之ヲ職員ガ募集ニ当ルトイフガ如キハ不可能ノ状態ニアリ。附近ノ大小ノ親方ヲシテ種々ナル方法ヲ以テ殊ニ下級労働者ヲ吸集セシメ且ツ之ガ足止メ策トシテ親方ハ労働部屋ヲ經營シタ。即チ之ガ今日ノ労働下宿ノ濫觴デアル。

製鉄所臨時職夫供給ノ沿革ヲ見レバ当初ハ供給人ノ數ハ六十人余ニ及ビ統制上遺憾ノ点アリ。例ヘバ幽霊人夫ヲ供給等ノ弊害ヲ生ジタ為明治四十三年十月鉄達第二五號ヲ以テ製鉄所職夫供給規則ヲ定メ製鉄所ヨリ指定セラレタル供給人ニシテ職夫ノ供給ヲ確保スル為保証金千円ヲ納付セル者以外ハ供給ノ權利ヲ喪失スルコト、シ、更ニ大正八年供給人ヲ整理統制シ、九人ノ供給人ヲ指定シ實質上世襲制トナシ大体此ノ制度ニ依ツテ今日ニ及ンダ。又明治四十三年十月ニハ製鉄所内部ニ於ケル職夫使役ノ取扱手續トシテ鉄達第二十四號ヲ以テ職夫事務取扱規則ガ定メラレタ。職夫供給規則ハ前後二十二回、職夫事務取扱規則ニ於テ二回ノ改正ヲ見テ昭和三年六月迄実施サレタガ全年六月通達甲第七七号ヲ以テ製鉄所臨時職夫供給雇傭規則ノ制定ヲ見、從來ノ供給規則ト事務取扱規則ヲ全部此ノ中ニ含メテ統一サレ從來ノ規則ハ廃止セラレタ。此ノ規則ハ多少ノ改正ハアツタガ昭和九年二月一日幡達第四号日本製鉄株式会社八幡製鉄所臨時職夫供給規則ノ制定ヲ見ル迄ハ此ノ規則ノ適

労働的ノ者ハ結局約五千人トナルガ、指定職夫モ職夫ニ違ハナイノデ供給人ノ手ヲ経テ供給セラレツ、アリ、向後トモ臨時職夫ノ供給ハ日々九千乃至一万ヲ算スルコトヲ知ルコトガ出來ル。

臨時職夫就業規則第一條ニ臨時職夫トハ作業ノ都合ニ依リ日々傭入ル、者ヲ謂フトアリ、我國重工業中ノ最重要ナル製鉄業ノ円滑ナル発達ヲ望ム為ニハ臨時労働者使用ノ問題モ亦止ムヲ得ナイコトデハアルト思ハレル。然シ其ノ使役ノ数ガ莫大ナル数ニ昇ツテ居ルコト、工場内ニ於テ職工ト殆ンド同様ナル作業ニ從事シテ居ルコト、引續キ三十日以上若クハ数年間就業シテ居ル者ハ決シテ少数デナイコト等ヨリシテ此ノ使用ノ状態ガ労働法規上或ハ製鉄所ノ労働行政上妥当ナルモノデアルトイフコトハ明言ノ限リデハナイト思フ。

大庭組関係ノ旭硝子工場ノ状態ヲ見レバ

旭硝子工場内労働者使用数(曹達工場ヲ含ム)	職工	一、〇〇〇	指定
	供給入夫	六〇〇	二〇〇
	請負入夫	五五〇	普通
			四〇〇
二、一五〇人			

日本タール工場	職工	五五〇
	請負入夫	三五〇 (主トシテ運搬請負ナルモ一部ニ供給入夫アリ)

右ノ如クデアツテ之亦日傭的労働者ノ使用ハ莫大ナル数ニ上リ、正規ノ職工ヲ凌駕シテ居ル状態ヲ見受クルノデアアル。日本タール工場ハ大庭組ガ一手ニ引受ケテ居ルガ、旭硝子関係ニ於テハ大庭組ノミデテ他ニ十組ノ供給人が部属シテ居ル。大庭組ニ於テ現在供給シツ、アル数ヲ示セバ前掲第三表ニ示ス如ク最近一日供給入夫三百名、請負入夫六百名合計九百名ニ及ンデ居ル。尚其ノ内訳ヲ示セバ次ノ通りデアアル。

旭硝子工場	指定	……三〇人
	供給入夫	……二八〇人
	作業請負	……二二〇人
	普通	……二五〇人
大庭組		九〇〇人
日本タール工場	供給入夫	……二〇人
	作業請負	……三三〇人
貝島、三菱、古河	大庭組直屬	……一五人
石炭仲仕	小頭ニ下請セシメテ	
……五〇人	居ル者	……三五人

(2) 供給契約ノ形式、内容

製鐵所臨時職夫關係ニハ形式ノ上ニ於テ元請、下請トイフコトハナイコトニナツテ居ルガ、供給人ト勞働下宿トノ關係ニ於テ實質上人夫供給ノ下請ノ状態ヲ見受クルコトガ出來ル。此ノ詳細ハ供給方法其他ノ項ニ於テ述ブルコトトスル。

大庭組ニ於テハ所屬人夫長屋ヲ建設シ家族持（多クハ家族持）ヲ住居セシメテ居リ、中間ニ世話役ガ存在シテ居ルガ下請ノ形式トハ受取レナイ。然シ部屋人夫ニ不足ヲ生ズル場合八幡市内ノ勞働下宿ヨリ其ノ補充ヲ求メテ居ル場合ガアリ、又仲仕ニ就テハ前掲シタ通り下請ヲ実施シテ居ル。

炭山地方ノ親方並北九州地方朝鮮人勞働者ノ親方或ハ土木事業下請人等ノ間ニハ今デモ地域のノ繩張ガ存在シテ居ルガ工場ノ供給人ノ繩張ハ地域のニ何処何処迄自分ノ繩張トイツタ場合ハ少ク何工場ト何工場ガ自分ノ繩張デアルト云フ風ニナツテ居ル。

製鐵所ニ於ケル供給人ノ由來ニ就テハ沿革ノ項ニ述ベタガ供給ノ契約書ヲ取交ハシテ居ルトイフノデナク、職夫供給人規則第一條ニ依ツテ指定セラレ其ノ事務ヲ担保スル為保証金五千円ヲ納付シタル者ガ實質上世襲的ニ供給人タル權利ヲ附与セラレテ居ル（相續人ナキ時ハ權利ヲ失フ）

大庭組ノ場合並ニ北九州一般ニ一年契約又ハ數年ノ契約書ヲ取交ハシテ居ルトイフノハ希デアアル。唯多クノ場合損害ヲ工場主ニ掛ケナイトイフ保証ノ一札ヲ入レテ居ルトイフ状態デ工場建設當時繩張關係其他ノ縁故デ其ノ工場二人夫ノ供給ヲ許サレタモノガ慣習的ニ今日迄既得權トナツテ繼續シテ來テ居ル状態デアアル。契約書ニ基イテ居ラナイ場合ニ於テモ實際上ノ權利トナツテ居ル為供給人員ヲ極度ニ減少又ハ供給制度ヲ廢止スルトイフ様ナ場合ニ於テハ工場ヨリ夫々相當ナ涙金ヲ交付シ之ヲ整理スルトイフノガ普通トナツテ居ル。

勞働者供給ノ責任ハ命令數丈勞働者ヲ供給スルコト、供給人夫ガ工場内ノ器物並ニ製品等ヲ持出シタル場合ノ損害賠償、公傷扶助ノ責任等ニ分レルガ何レモ供給人ニ於テ大体其ノ責ニ任ジテ居ル。

製鐵所臨時職夫供給規則第十八條中ニハ當日ノ命令人員ニ對シ百分ノ五以上不足シタル時ハ不足人員一人ニ付過怠金二十錢ヲ納付スルコト、不足人員百分ノ二十二達シタル時又ハ著シキ不足ヲ生ズルコト頻繁ナル時ハ過怠金ヲ納付セシムルノ外供給命令ヲ停止シ又ハ指定ヲ取消スコトガアルベシト規定サラレテ居ル。他ノ工場ニ於テモ供給規則ヲ定メテ居ル所又ハ契約書ヲ取交シテ居ル所デハ大抵右ニ類似ノ事ガ定メラレテ

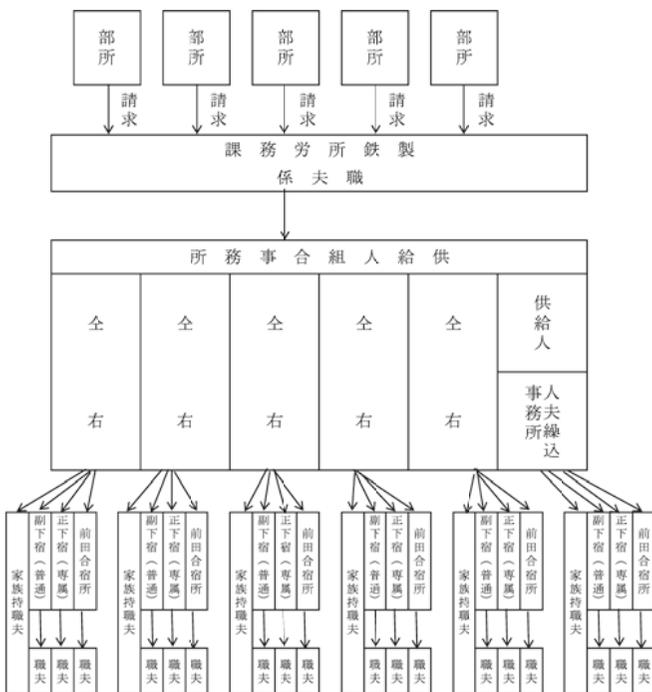
(3)

居ル。然ルニ斯様ナ状態ハ大正七、八年当時ノ好景時代ヲ除キ以來殆ンド皆無ノコトデ供給人ハ自己ノ利益ノ為供給人員ニ不足ヲ來ストイフ状態ハ殆ンドナイ。供給ノ方法

先ヅ製鉄所職夫ノ供給方法ニ就テ見レバ次ノ通りデアル。昭和六年ヨリ臨時職夫ノ登録制度ガ行ハレテ居ル。此ノ制度ノ起ツタ直接ノ原因ハ当時ハ一般財界並事業界ハ不況デ製鉄所ニ於テモ臨時職夫ノ使用数ハ非常ニ減少シ失業者ヲ續出スルトイフ状態デアツタガ、他地方ヨリ新ニ入込ンダ者ガ労働者下宿ノ斡旋デ臨時職夫トシテ無制限ニ従業シ得ル状態デハ益々職夫ノ失業ヲ深刻ニ陥ラシムルモノデアルトシ、製鉄所当局ノ発意ニ依ツテ実施セシメタモノデアアルガ、昭和九年十月職夫登録申合規約ガ定メラレテ愈々確立シタ制度トナツタ。(規約寫添附)

現在組別登録者数ハ合計約一万三千人デ最近ノ出役命令数ハ一万一千内外デアアルカヲ殆ンド大部分ハ毎日就勞シ得ルトイフ状態トナツテ居ル。

臨時職夫命令系統次ノ通り



供給人が其ノ前日臨時職夫ノ供給ヲ命ゼラレタル場合ハ其ノ人員ニ應ジ出役票(通称門鑑)ノ交付ヲ受ケテ之ヲ夫々配下ノ下宿ニ右ノ様ナ状態ニ分配サレテ行く。職夫ハ多クハ下宿ノ帳場カラ此ノ出役票ヲ受ケテ明日就勞ガ約束サレル。實際ハ供給人カラ直接ニ出役票ヲ交付サレルノハ極メテ少数デアアル。従ツテ家族持職夫モ形式上下宿ニ宿泊シツ、アルコト、シ飯ヲ下宿デ食シ、食料ヲ支拂ツテ始メテ臨時職夫トシテ就勞出

來ル状態ヲ見受クルノデアルト思フ。出役票ヲ受ケタ職夫ハ所定ノ時間ニ大部分製鐵所東門ニ集合シ、各組繰込事務所ニ於テ人夫ノ繰込ヲ為ス、入門ノ際取締員ニ於テ入門セントスル職夫ノ携帶セル出役票ノ甲號ヲ(別途様式添附甲乙丙及賃銀告知欄トナツテ居ル)切り取り其ノ數ヲ調査シテ職夫係ニ送附スル。尚守衛ヨリ正規ノ門ヨリ入門シタトイフ証印ノ押捺ヲ出役票ニ受ケテ目的ノ工場ニ向ヒ工場主任ニ出役票ヲ提出シテ工場主任ヨリ工場名、番號ヲ記入シタル木札ヲ受ケ(様式第七号)愈々就勞ノ段取りトナル。

次ニ就勞ヲ終ツタ場合ハ工場主任ヨリ日給、延人員其他ノ必要事項ヲ記入証印ヲ為シタ出役票ノ丙號並丁號ヲ木札ト引換ニ受取り出門スル。此場合ハ日給其他ヲ記入シタ乙號ハ工場主任ニ於テ切り取リ職夫係ニ送附スル。

指定職夫ハ製鐵所ノ指定職夫試験ニ合格シタモノデナクテハナラヌ。之ハ供給人ヨリ供給セラレテ居ルガ將來職工トナルモノデアル。殆ンド職工ト同様ナ作業ニ従事シ職工ト同様毎日就勞シテ居ル。右ノ外ニ現場指定ト称シ製鐵所ニ於テ正式ニ認メタモノデハナイ者が居ル。之等ハ現場ノ作業能率ノ都合ガ主ナル原因デアリテ者ヲ供給セシムル様ニナル為自然ス様ナ状態トナルコトト思フ。

此ノ様ナ大量ノ勞働者ヲ供給セントスルニハ必然的ニ勞働者ヲ逸散セシメナイ何等カノカ制度ガ必要デアル。製鐵所ガ供給人組合ニ經營セシメテ居ル前田ノ宿泊所(元大谷合宿所)ハ斯様ナ意味ト職夫ノ福利施設ノ意味ヲ兼ネタモノデアルガ二百名内外ノ収容力シカタク微力ナモノデアアル。

勞働下宿ハ現在ノ處職夫供給上非常ナ役割ヲ務メテ居ル。先ヅ職夫ノ登録制度ニ於テ登録申込書ニ保証人ヲ有スルコト、ナツテ居ルガ、多クハ下宿ノ主人ヲ保証ニ立テルノガ例トナツテ居リ、次ニ出役票ノ配布モ大部分ガ下宿ガ引受ケテ居ル。實質上勞働下宿ガ下請供給人ト見ラレヌコトハナイ。換言スレバ供給人ハ名義人デアツテ實際勞働供給ノ大部分ハ勞働下宿ガ行ツテ居ルトイツテモ過言デハナイト思ハレル。

大庭組ノ人夫供給方法ハ工場構内ニ人夫繰込事務所ヲ置キ供給人夫ノ繰込ト請負作業ノ監督ヲ為シテ居ル。監督ノ下ニハ世話役(小頭)ガナツテ人夫ノ繰込其他ニ當ツテキルガ人夫ノ頭列トハナツテ居ラナイ様デアアル。此処デモ大部分ガ部屋人夫デ登録トイフ程ノ必要ハナイ様デアアルカ、右事務所ニ名札ヲ掲ゲ出欠ヲ調節シテ居ル。工場ヨリ命令ヲ受ケ供給人夫ガ決定スレバ前日ノ人夫ノ退場ノ際各人夫ニ出欠ヲ糺シ出欠豫定表ヲ作製シテ命令人員ニ不足ナキコトニ努メテキル。不

(4) 労働条件

足ノ場合ハ八幡市ノ労働下宿ニ通知シ補充シテ居ル現在ニ於テハ下宿ノ方カラ入門票ノ配付ノ割込ヲ運動シテ居ル状態デアアル。

製鉄所臨時職夫業態ヲ大別シテ全クノ工場雑役ニ類スル不熟練労働者ト殆ンド職工ト同様ノ作業ニ従事スル稍々熟練セル労働者ノ二ツニ分ツコトガ出来ル。熟練セル労働者ヲ更ニ分テバ指定職夫ニシテ将来職工ニ昇進スル可能性ノアル者、身体年令等ノ都合デ職工トハナルコトガ出来ナイガ、永年同一作業ニ携リ技術ノ優秀ナル者、鋳力、左官、ペンキ職等ノ職人ニシテ工員本人持ニテ職夫トシテ従事スル者ノ三ツニ分レル。

職夫ノ賃銀ハ規程ヲ以テ標準賃銀ヲ定メラレセテ居ルガ其ノ職種別及日給額ヲ摘記スレバ次ノ如クデアアル。此ノ職種別ヲ見テ職夫ガ如何ナル業態ニ従事シツ、アルカラ知ルコトガ出来ル。子供(年齢満十四才以上十六才未滿ニシテ特ニ出役ヲ許可シタル者)五十八錢以内、並女六十五錢以内、工女八十錢以内、並男九十二錢以内、上男一円十一錢以内、鳶一円四十二錢以内、金工一円四十二錢以内、熔鋸夫一円四十二錢以内、装入夫一円三十七錢以内、運搬夫男一円三十七錢以内、骸炭夫男一円三十七錢以内、骸炭夫女八十四錢以内、型打男一円三十七錢以内、型打女八十四錢以内、運滓

夫男一円三十七錢以内、運滓夫女八十四錢以内、碎鋸夫男一円三十七錢以内、碎鋸夫女八十四錢以内、操爐夫男一円三十七錢以内、操爐夫女八十四錢以内、掃除夫男三円十五錢以内、掃除夫女二円十五錢以内、補助夫(分析、製圖、実験、事務等ノ補助ニシテ特ニ許可ヲ得タル者ニ限ル)貨車廻一円七十三錢以内、船夫一円三十七錢以内、潜水夫七円六十六錢以内、鋳力職、左官、屋根職(何レモ工具持)一円五十二錢以内、ペンキ職(工具持)一円四十二錢以内、井戸職(工具持)一円五十二錢以内、煉瓦職(工具持)一円七十八錢以内、木工職(工具持)一円七十一錢以内、木挽職(工具持)一円八十五錢以内、經師職(工具持)一円六十錢以内、造船木工職(工具持)一円九十七錢以内、疊職(工具持)一円五十八錢以内、石工(工具持)一円九十一錢以内、馬車夫一円五十錢以内、臨時職夫の勤務時間ハ一般職工ト殆ンド全様デアアル。常晝勤務番出役ノ者ト交替勤務番出役者(一晝夜ヲ三交代トス)トガアル訳デ常晝勤務ハ九時間、交代勤務番ハ八時間勤務、勤務時間外ノ居残作業等ニ従事シタクハ歩増ガアル。大体一時間一割増トナツテ居ル。之等ノ詳細ニ就テハ就業規則ヲ参照セラレタイ。

賃銀ハ毎月十五日及末日ニ於テ締切計算シテ支拂ハレテ居ルノデアアルガ、實際八月二回ノ賃銀支拂デハ生

活ニ困難ヲ感ズルトイフ者モ多数ニ居ルノデ供給人ハ五日毎ニ賃銀ヲ計算シ立替拂ヲシテ居ル。製鉄所カラ職夫ニ直接賃銀ヲ支拂フノガ本則トナツテ居ルガ、實際ハ以上ノ事情デ供給人ニ対シ月二回計算ノ上渡サレル。又供給人ノ立替拂ハ職夫ニ直接行ハレテ居ルガドウカトイフ点ニ於テハ勞働下宿止宿勞働者ハ既ニ下宿ニ食料其他ヲ借金シテ居ルトイフ状態デアリ出役命令ヲ下宿業者ヲ通ジテ受ケテ居ル關係カラシテモ、賃銀支拂ノ場合ニ於テ下請供給人ト目セラル、下宿業者ヲ通ジテ行ハレテ居ル例ノ乏シクナイコトハ想像ニ難クナイノデアアル。

次ニ大庭組關係供給人夫ノ業態ハ主トシテ工場内運搬作業デアアルガ一部ハ職工ト同様ノ作業ニ従事シテ居ル。普通人夫賃銀ハ一円乃至一円三十錢、請負人夫ノ場合ニ於テモ殆ンド大差ハナイ。勤務時間ハ午前六時五十分ヨリ午後五時迄、居残作業ニ従事ノ場合ハ歩増ヲ為ス、一時間一割増。賃銀支拂ハ旭硝子工場八月二一回、日本タール工場ニ於テハ十日十日ニ計算シテ一纏メニ供給人ニ渡サレ、供給人ハ十日十日ニ切ツテ三日、十三日、二十三日ノ三回各個人別ノ賃銀袋ニ入レテ人夫ニ渡ス。此ノ場合旭硝子工場ノ分ニ就テハ立替拂トナル訳デアアル。

(5) 求人者ノ供給業者ヲ利用スル理由

最近昭和七年下半年期以降ノ軍需インフレ景氣ニ因ル工場勞働者ノ増加ハ著シイモノデアアルガ、工場ニ於テ新ニ勞働者ヲ増員スル場合ニ於テ工場法ノ適用ヲ受クル正規ノ職工トシテ採用スルコトハ極メテ稀デアツテ、多クハ臨時勞働者ヲ以テ間ニ合ハシテ居ルトイフ状態デアアル。臨時勞働者ヲ大別シテ工場直接雇傭ノ臨時職工ニ該当スル者ト、供給人ノ手ヲ經テ供給サレル人夫並作業請負人夫トノ二ツニ分ケルコトガ出來ルガ、前者ノ待遇ヲ受クル者ハ極メテ少数デ後者ニ屬スルモノガ頗ル多イ。元來長期ニ亘ル臨時職工ハ当然職工ノ待遇ヲ受クベキモノデアツテ、一定ノ短期間ヲ以テ雇傭ヲ更改スル制度ニ依ツテ多数ノ勞働者ヲ引續キ長期ニ亘ツテ使用スルトイフコトハ勞働者保護上不問ニ附スベキ問題デハナイガ此点ハ暫ク描イテ供給人ノ手ヲ經ル勞働者ノ増加ガ激甚ナルノハ如何ナル理由ニ基クカトイヘバ

(イ) 不景氣ガ再來シ減員ノ場合解雇ノ問題ガ起ルコトハ因ル。

(ロ) 諸法規ノ適用ヲ受クル職工トシテ採用スレバ種々煩瑣ナ事務ニ追ハレ事務員ヲ増加スル等ノ經費ヲ必要トスルコト、ナル。

(ハ) 可成り長期ニ亘リ供給人夫トシテ使用シ其ノ中成績

優秀ナル者ヲ職工トシテ採用スルコト、セバ種々々
間違ガ起ル虞ガ少イ。

(二) 場合ニ依レバ工場ガ直接災害扶助ノ責ニ任ズル必要
ガナイ。

(ホ) 場合ニ依リ供給人部属ノ世話役小頭ノ如キニ引率セ
シメ作業ニ当ラシメ得ルヲ以テ便利デアル。

(ヘ) 工場ノ変災若クハ労働争議等ノ非常ノ場合ニ於テ供
給人ノ勢力ヲ利用スルコトガ出来ル。

大体以上ノ如キデアルト思フガ最も重要ナル原因ハ
解雇シ失業ニ陥ラシムル場合ガ一番工場主ノ困難ヲ感
ズル所デアルト思フ。公傷扶助ノ如キハ職工ト同様ニ
行ハレテ居ル箇所ハ少クナイ。扶助ヲ遁レントスルト
イフ風ハ割合ニ少イ。

次ニ供給人制度、親方制度ニハ工場ニ依ツテハ手ヲ
焼イテ居ル個所モ相当アリ、之ガ為供給人ヲ廃止シタ
例モ少クナイガ多クハ建設当時ヨリノ因縁デ急ニ此ノ
関係ヲ断ツト云フコトガ困難ナル事情ガアリ、不本意
乍ラモ従來通りノ方法ヲ以テ進ムトイフノガ普通トナ
ツテ居ル。

四、供給業者ト所属労働者トノ関係

(1) 労働者募集ノ方法

最近昭和七年末頃迄ハ労働者ヲ積極的ニ募集スルト

イフコトハ比較的稀デアツタ。北九州ノ一帯ノ例カラ
云ヘバ供給人ハ労働下宿上ノ聯繫ニ依ツテ所要ノ労働
者ヲ供給シツ、アルノデアツテ、供給人自ラガ労働者
ヲ募集若クハ狩集メニ従事スルトフ場合ハ稀デアル。
昭和八年ヨリ本年ニ亘ツテ製鉄所ノ臨時職夫、請負人
夫ノ需要増加ヲ始メ一般ニ斯種労働者ノ不足ヲ告グル
傾向トナツタノデ募集トイフ問題モ所々ニ起ツテ居ル。
然シ労働者募集取締令ニ依リ正規ノ手續ヲ經テ募集ス
ルトイフノデナク、下宿人ノ補充ヲスル為門司、下関、
福岡、久留米、別府、熊本、鹿児島方面等ノ周旋業者
ト聯絡ヲ執リ、事情ニ疏イ者ヲ誘引スルトイフ状態デ
アル。北九州地方ニ於テ下宿ノ意ヲ受ケテ労働者ノ誘
引ニ従事スルモノヲ客引ト称シ連行一人ニ付一円乃至
一円五十銭ノ報酬ヲ受ケテ居ル。極ク最近ニ於テハ早
害ノ為農山漁村ヨリ八幡市方面ヲ目標トシテ出稼者ガ
自然的ニ集リ必然的ニ労働下宿ニ宿泊スルニ至ル数モ
少クナイ。

(2) 労働者ニ對スル統制組織

製鉄所臨時職夫ノ登録制度ニ就テハ前述シタ通りデ
アルガ之ハ製鉄所ノ発意ニ基クモノデ失業問題ニ備ヘ
ル為ト、誰デモ譯ノ分ラヌモノガ其ノ日カラ就勞シ製
鉄所ニ迷惑ヲ及ボス場合ヲ防グ為ニ案出サレタモノデ、
供給人トシテハ業者ノ性質上下宿トノ聯繫ニ依ツテ勞

(3) 前借關係

働者ヲ統制スルトイフコトガ骨子トナツテ居ル。勞働下宿ノ主人ハ下宿ノ主人ト宿泊人ノ關係デナク、下請供給人即チ親方(小頭制度ノ親方)ト其ノ配下タル勞働者即チ子方ノ關係ニアルモノト見ルベキデアル。

前述ノ如クデアツテ供給人ハ直接勞働者ニ貸金ヲ為ストイフ關係トハナラナイ。下宿ト宿泊勞働者ノ間ニ於テハ既ニ他地方ヨリ募集サレル者ハ八幡市或ハ其他ノ勞働都市ニ到着シタ時ハ若干ノ借金ヲ持ツテ居ルトイフ状態デ所謂前借關係ノ上ニ立ツテ居ル者ガ少クナイ。其後ニ於テモ此ノ種ノ勞働者ハ現金ヲ手ニスレバ轉々移動スル性質ヲ持ツテ居ル為故意ニ前借關係ヲ持續シテ行クトイフコトモ行ハレテ居ル。云フ迄モナク精神的ニ懶惰性ヲ有スル者モ少クナク出來ル丈前借シテ飲食ニ費ストイフ種類ノ者モ多数ニ含マレテ居ルコトヲ知ラネバナラヌ。

八幡市ノ勞働下宿ハ臨時職夫關係ヲ主トスルモノ、請負人關係ヲ主トスルモノ、土木人夫ヲ主トスルモノ等一切ヲ合シテ二百三、四十戸ヲ算シテ居ルガ、皆悉ク同様ノ状態デアルトイフコトハ出來ナイ。中ニハ止宿勞働者ニ前借ヲセシメナイト云フノモアル。然シ大抵ハ客引料、汽車賃連行旅費、勞働ニ從事スル準備品タル手袋、地下足袋、作業服、辨当箱、煙草代等ハ前

(4) 宿泊設備

借トナルノガ普通デアル。次ニ下宿ニ依レバ前拂ヲ為サナケレバナラナイ所モアル。即チ向フ三日間ノ下宿代ハ前拂ヲ要スルトイフノデニ依レバ当初下宿ニ到着シタ日ハ勞働ニ從事スルコトハナイカラ三日乃至四日間ノ下宿代ハ前借トシテ帳簿ニツケラレルコトナル。兎ニ角勘定日ニ其ノ日迄ノ下宿代ヲ支拂フテ決済スルトイフノデナク、向フ三日間ノ前拂ヲ要トスル制度デ斯種ノ勞働者ノ多クガ全部現金ヲ以テ支拂ヒヲナスストイフ餘裕ナク自然ニ之等ガ前借トシテ残ル譯デアル。前借ハ勞働下宿經營上止宿勞働者ノ足ヲ止メル為ノ重大ナ役割ヲ演ズル訳デアル。

平常ハ勞働下宿トノ聯繫ノナイモノ即チ供給人ノ所有スル部屋ニ住居スル家族持ノ場合ニ於テモ前借問題ハ絡マツテ居ル。此ノ場合供給人ヨリ前借スル場合ト、中間ニ存在スル小頭ニ於テ處理シツ、アルモノト二種類アル。何レニシテモ矢張り足止め策ガ主トナツテ居ル。

前述ノ通供給人制度若クハ作業請負制度ニハ宿泊設備ハ必須ナルモノトナツテ居ルガ、此ノ必要程度ヲ濃厚ニ導イテ居ル理由ハ中間搾取ガ行ハレテ居ル勞働形態ヲ脱出スルコトガ出來ナイ勞働デ、勞働所得ハ芳シクナイニモ不拘大量ノ勞働者ヲ必要トシテ居ルトイフ

コトニ基因シテ居ル。全シ製鉄所関係ニ於テモ請負人夫関係ニ比シ臨時職夫ノ関係ニ於テハ將來職工トナル者及可成リ高賃銀ヲ支給サレル熟練労働者モ相当ノ数ニ上ルトイフ状態デ其ノ間ノ事情ハ異ナツテ居ルガ、概シテ北九州地方ノ状態ニ就テ云ヘバ供給人若クハ労働下宿ガ労働者ヲ需メテ居ルト云ツテモ實際ノ労働需要ニ基クモノデナイ場合ガアリ、實際ノ労働需要ニ基ク場合ニ於テモ普通ノ労働需給ノ形態トハ考ヘラレナイ場合ガアル。具体的ニ云ヘバ失業シテ困ツテ居ル日傭労働者モ之等ノ需要ニハ應ジナイトイフ実例ヲ見テ居ル。斯様ナ状態デアルカラ部屋人夫トシテ色々ノ関係ヲ結ンデ必要量ノ労働者ヲ保持スルカ労働下宿トノ聯繫ニ依ルカノ方法ヲ必要トスル訳デアル。

次ニ製鉄所臨時職夫関係ニ於テハ製鉄所当局ノ発意ニ依リ供給人組合ヲシテ福利施設トシテ職夫ノ住居ノ改善ヲ行ハシメテ居ル。即チ現在ノ八幡市内前田ノ職夫合宿所ハ元大谷合宿所ト称セラレタルモノ（建物ハ製鉄所、經營ハ供給人組合）ヲ敷地ヲ他ニ利用サレル為最近此処ニ移シタルモノデアツテ、供給人組合ノ直營トナツテ居ル。労働下宿止宿者待遇改善指針トハナツテ居ル様デアルガ何分現下ノ收容人員ガ二百人内外ニ過ギナイ程度デアツテ大勢ヲ支配スル迄ニナツテ居ラナイ。

尚労働下宿ノ宿泊料ニ就テハ一日六十銭ノ外ニ風呂代三銭合計六十三銭ガ普通トナツテ居ル。一ヶ月約十八、九円ノ宿泊料ノ外ニ石鹼、煙草、地下足袋等ノ必需品ノミヲ計算シテ見テモ合計二十四、五円、支拂ヲ必要トスル。日給一円三十銭トスレバ一ヶ月二十八日乃至二十日ハ最小限就勞ヲ必要トスル訳デアル。

(5) 労働者ノ内容

(イ) 年齢

製鉄所ノ臨時職夫ニ就テハ年齢滿五十五歳ニ達シタル時ハ登録ヲ取消ストイフ規定ガアル。其ノ他ニハ年齢ノ制限ハナイ。一般ニ労働下宿止宿労働者ハ二十才前後ヨリ二十五歳迄ノ者ガ最も多イ。其ノ次ガ二十六才ヨリ三十才迄ノ者、三十一才ヨリ三十五才迄ノ者トイフ順序デ、若年ノ者ガ多イノガ特徴デアアル。家族持ノ者ハ三十一才ヨリ三十五才ノ者ガ一番多イ。体力ヲ要スル作業ガ主デアルカラ五十才以上ノ者ハ事實上就業ハ困難トナル状態デアアル。

(ロ) 世帯持独身ノ別 労働下宿止宿労働者ハ独身デ、大体ニ於テ右以外ノ市内ヨリ通勤スル者ハ世帯持労働者デアアル。製鉄所臨時職夫ノ場合ニ於テハ独身ハ約四千人、世帯持ハ約八千人ト概算サレル。之ガ請負人夫ノ方ニナルト独身ガ約三千人デ、世帯持ハ約千二百人トイフ状態トナリ、之ニ依ツテ見ルモ労働下

宿ノ諸種ノ問題ハ割合ニ請負人夫ノ方ニ多イコトヲ知ルコトガ出來ル。

(八) 教育程度並出身地

之等ノ調査ハ從來困難トサレテ居ツタガ製鐵所臨時職夫關係ニ於テ登録制度ヲ実施スル様ニナツテ、統計的調査モ不可能デハナイ。尚請負人夫關係ニ於テモ製鐵所構内運搬請負業共済組合ノ事業トシテ実費宿泊所及診療所設置ニ伴ヒ關係勞働者ノ管理統制ガ企畫サレ將來登録制度ヲ実施スル形勢ニアルカラ、勞働紹介所ニ於ケル要救済者ノ登録ヲ合シテ大体ニ於テ此ノ種ノ勞働者ノ内容調査ハ可能トナルト思フ。今指定職夫ヲ除ク普通臨時職夫ノ教育程度ノ大体ヲ見レバ尋常小學中途退學者約五%、尋常小學卒業程度ノモノガ全体ノ約四〇%、高等小學卒業程度ノ者ガ約三七%、其他中等學校半途退學並卒業程度以上ノ者等合シテ一八%トイフ状態デアル。

次ニ出身地ニ付テハ福岡縣四〇%、大分縣一二%、山口縣一〇%、熊本縣五%、愛媛縣五%、其他二八%トイフ状態トナツテ居ル。

次ニ大庭組部屋人夫ノ状態ニ就テ見レバ前記ニ大差ハナイガ、名義上ノ製鐵所臨時職夫ノ中ニハ前述ノ通中等學校以上ノ卒業者モ可成リ含マレテ居ルトイフコトヲ知ラネバナラス。名義臨時職夫ノ名称ヲ

冠セラレタ者ヲ除キ普通人夫トイフ種類ノ者ニ就テハ北九州方面共通ノ状態デアルト見テ差支ナイ。

五、供給請負ニ依ル業者ノ収益方法

(1) 手数料

製鐵所臨時職夫關係ニ於ケル供給人ノ受クル手数料ハ供給人規則ニ基イテ、其ノ供給シタル臨時職夫ノ賃銀總額ノ百分ノ五乃至百分ノ九ニ相当スル金額ヲ支給スルトイフコトニナツテ居リ、現在ニ於テハ百分ノ八ヲ支給サレテ居ル。而シ此ノ手数料ハ毎月支拂ハレテ居ルガ、最近一ヶ月六組ニ於テ約二十七万人ヲ供給シツ、アル状態デアルカラ其ノ總賃銀額ハ約三十五万円トナリ、手数料總額ハ二万八千円トナリ一年間ニハ約三十五万円トナル。組別ノ供給状態ニ就テハ何組ハ何工場ト何工場トイフ様ニ現場別ニシテ供給シツ、アルモノデアツテ供給人員ノ大体ノ平均ヲ保ツ為一年一回所属工場ノ更改ヲ行ヒツ、アル。大体ニ於テ一組一ヶ年ニ五、六万円ノ手数料ヲ所得スル訳デアル。

供給人ノ支出ニ就テハ手数料ノ千分ノ五ヲ據金シテ供給人組合費ニ充テ組合ノ事業トシテ職夫ノ福利施設ヲ実施シテ居ルコト、賃銀ノ前貸即チ立替拂ヲ為シツ、アル。

次ニ大庭組ノ状態ヲ見レバ總賃銀額ノ七分五厘乃至

八分ヲ事業主ヨリ受ケツ、アリ、作業請負ニ於テモ大体供給人ノ所得ハ右ニ当ル金額デ北九州一帯大差ハナイ。即チ供給人ハ人夫一人一日ニ付男十銭、女五銭程度ノ手数料ヲ事業主ヨリ受ケテ居リ、頭刎トハナツテ居ラナイノガ多イガ一部ニハ手数料トシテ別ニ渡サレズ賃銀ヲ一纏メニ受取ツテ一割ヲ天引シテ残リヲ人夫ニ分配スルトイフ方法モ執拗ニ残存シテ居ル。供給人ノ支出ノ主ナルモノハ労働要具、營業税、医療費、部屋維持費（家賃ハ三円乃至五円ヲ徴シツ、アルガ一種ノ福利施設トシテ若干ノ補助ヲ為シツ、アルト称セラレテ居ル）監督ノ月給等デアル。

(2) 賃銀ノ頭刎

前述ノ如ク供給人夫ニ就テハ原則トシテ賃銀ハ工場ヨリ直接支拂ヲ為ス制度ガ普通トナツテ居ル為大体ニ於テ頭刎ハ少ナイガ、労働下宿或ハ小頭ガ中間ニ在スル場合ニ於テハ下宿料、前貸金利子、其他名目ニ依ツテ差引カル、事実ハ否定スルコトハ出来ナイ。此ノ間ノ事情ニ就テハ供給業者ト所属労働者ノ項、其他ノ関係各項ヲ参照サレタイ。

請負人夫ノ場合ハ若松港ノ石炭仲仕ノ賃銀計算ノ状態ト殆ンド同様デアツテ同港ノ状態ハ作業工程ニ依リ賃率ヲ定メ其ノ出来高ニ依ツテ請負主ガ賃銀ヲ受取り先ヅ一割ヲ天引シ更ニ小頭ガ其ノ残リノ一割乃至二割

ノ頭刎ヲ為ストイフ状態デアル。

六、労働者不足セル場合ノ措置

労働者カ不足セル場合ニハ専属下宿（臨時職夫関係ニ於テハ最近専属トイフ言葉ヲ廃シ正下宿ト称シ其他ノ下宿ヲ副下宿ト称シテ居ル）或ハ自己ニ所属スル部屋ノ外ニ手ヲ延バス場合ハ先ヅ普通ノ下宿デアル。専属シテ居ラナイ下宿ハ八幡市ノ場合ニ於テ臨時職夫ノ関係、請負人夫ノ関係、其他ノ民間小工場供給人ノ関係、土木請負業者ノ関係、何レニモ労働者ヲ供給シテ居ル状態デ融通性ニ富ンデ居ル訳デアル。供給人ト供給人が交渉シテ所属労働者ノ融通ヲ為ストイフ場合ハ殆ンドナイ。之ニハ色々ノ理由ガアルガ勢力争トイフコトモアリ他ニ専属シテ居ル者ヲ一時的ニシテモ自己ノ配下ニスルトイフ様ナコトハ比較的行ハレテ居ナイ。

普通労働下宿ニ於テハ募集ノ項ニ於テモ述べタルガ如ク新ナ者ヲ募集シテ極力宿泊労働者ヲ定員以上ニ収容スルコトニ努メテ居ルカラ市内ノ立坊ノ労働者デアラウト何デアラウト從ヒテ來ル者ハ全部之ヲ歓迎スル。然シ市内ニ長ク居住スル此ノ種ノ労働者ハ既ニ下宿止宿労働者ノ待遇状態等知悉シテ居リ、容易ニ寄ラナイノガ普通デアル。現在八幡市内ノ労働下宿ノ最モ力ヲ入レテ労働者ノ誘引ヲ行ツテ居ルノハ門司、下関デアツテ交通ノ要衝ニ當リ、滿洲ニ

憧レテ失敗シタ態ノ青年ガ一日ニ幾人或ハ幾十人トナクハ
幡市ニ吸集サレル。

七、就勞日数ト季節的關係

大体ニ於テ一ヶ月中、就勞日数ハ二十日デアアル。之モ臨
時職夫ハ就勞率良ク、請負人夫ノ方ハ勞働条件ニ於テ稍々
劣ル關係カラ一人平均ノ就勞率ハ落チル傾向ニアル。最近
ニ於テハ需要好調デ本人カ真面目ニ勞働ニ從事スル意思ガ
アレバ二十五日乃至二十六日ノ就勞ヲ見ルコト、例ニ乏シ
クナイ。大庭組所屬勞働者ノ稼働狀態モ前記ニ大差ハナク
矢張二十日ヲ平均トシテ居ル。家族持勞働者ハ就勞率高ク
独身者ハ低イ。

次ニ季節的ノ繁閑ニ就テハ製鐵所職夫關係ニ於テハ比較
的ニ勤イ。請負人關係ニ於テハ水上仲仕ノ勞働業態ノ如キ
船舶ノ入港ニ非常ニ關係ガ深イ。大庭組關係ニ於テ旭硝子、
日本タール共ニ熱度ノ高イ個所ノ作業デ夏期ハ能率上ラズ
病人ヲ出ストイウ狀態デ、工場ニ於テ主トシテ冬季ニ於テ
作業能率ヲ上ゲクコト、ナツテ居リ、從ツテ供給人夫モ冬
季ニ多忙ニシテ夏期ハ閑散デアアル。

八、福利共済施設

(一) 傷害、休養、保健、衛生等ノ施設

製鐵所臨時職夫關係ニ於テハ臨時職夫扶助規則ニ基

キ業務上ノ負傷、疾病、死亡ニ對シ扶助ヲ實施サレテ
居ル。此ノ内健康保健組合ニ加入シテ居ルノハ指定職
夫ト從來通稱現場指定ト稱セラレテ居タモノ約三千ガ
本年十月一日ヨリ新ニ加ヘラレタ。約七千ノ者ハ健康
保險組合ニ加入シテ居リ、約五千ノ者ガ其ノ適用ヲ受
ケテ居ラナイモノトナツテ居ル。此ノ約五千ノ者ハ移
動ノ激シイ浮浪性ヲ多分ニ持つテ居ル勞働者デアリ健
康保險組合ニ加入セシムルコトハ困難ノ狀態デアアル。

居住、医療等（公傷以外ノ場合）等ノ福利施設ニ就
テハ供給人組合ニ之ヲ實施セシムル主旨トナツテ居ル
ガ現在ノ所供給組合ニ於テモ前田職夫合宿所及物品配
給所ノ外ニハ福利施設トシテ見ベキモノハナイ。

尚製鐵所請負人夫ノ關係ニ於テハ勞働者災害扶助法
施行令第十三條ニ基ク共済組合カ組織サレ、扶助ヲ實
施シツ、アルガ最近同組合ノ事業トシテ実費宿泊所並
診療所ガ設置サレルコト、ナツテ居リ、公傷以外ノ場
合ニ於テモ実費ヲ以テ治療ヲ為ス計畫トテツテ居ル。

大庭組ノ關係ニ就テ見レバ指定人夫約三十名ハ健康
保健ニ加入、残りノ約八百名ニ就テハ市内ノ医院ヲ指
定シ、治療費、藥代ハ全部大庭組ヨリ医院ニ直接支拂
ハレテ居ル。公傷以外ノ場合、全医院ニ於テ所屬勞働
者ガ治療ヲ受クルトキハ藥代ノ割引ヲ為サシメテ居ル。

(2) 慰安娯樂施設

之等ノ施設ニ就テハ見ルベキモノハナイ。製鉄所臨時職夫關係ニ於テハ供給組合ヲシテ職夫ノ慰安會等モ將來行フトノ計畫ハアル様デアルガ、從來ハ其ノ例ニ乏シイ。普通民間ノ供給關係ニ於テハ尚更此ノ方面ノ施設迄考慮サレテ居ルモノハナク、実施ヲ見ル運ビトナツテ居ラナイ。

(3) 宿泊施設

製鉄所臨時職夫關係ニ於テハ前田職夫合宿所ノ外ニ見ルベキモノハナイ。全合宿所ハ前述シタ通供給組合ノ經營ニ係リ一日食費五十錢ヲ支拂ヒ（下宿ハ六十錢乃至六十五錢）下宿止宿者ニ比較シ設備ノ整ツタ室ニ起居シテ居ルガ何分収容人員ガ二百人程度デ多数ノ者ガ利用スルトイフコトハ不可能デアル。

供給組合ニ於テハ昭和三年七月一日製鉄所職夫供給組合寄所組合規約ヲ定メ、專屬勞働下宿ノ改善ニ努メテ居ルガ、營利本位ニ立ツテ居ル之等ノ下宿改善ハ頗ル困難ナル問題デ福利施設トシテ見ルベキ程度デナイ。

普通民間会社供給部屋人夫ノ長屋ノ貸与ハ家賃ヲ三円乃至五円徴収シテ居リ供給人ニ於テ福利施設トシテ安價ニ貸与シテ居ルト称サレツ、アルガ、一流炭山ノ稍々完備シタ長屋ヲ一円以下ヲ以テ貸与シツ、アル

状態等ニ照シテ見テ三円以上ノ家賃ヲ支拂ヒツ、アル

此ノ状態ガ福利施設トシテ擧グベキデアルカ頗ル疑問デアル。寧ろ供給上必要ナル宿泊設備ト見ルベキデアル。

(4) 勞働要具ノ貸与

大工、左官、ペンキ職等ノ職人以外ハ勞働者自己所有ノ勞働要具ヲ持込ムコトハ殆ンド稀デ工場ノ要具ヲ使用スルカ供給人（小頭ガ要具ヲ出シテ居ル所モアル）ノモノヲ使用スルカノ二ツノ方法デアル。供給人又ハ小頭ガ要具ヲ貸与スル場合ハ要具ノ損料ヲ會社ヨリ手数料ニ含メテ受ケテ居リ別ニ損料ノ支給ヲ受ケテ居ラナイトキハ賃銀ノ頭刻トシテ徴収サレル。何レニシテモ供給人ノ要具ノ貸与ヲ勞働紹介所ノ要具貸付ト同様ノ性質ト見ルコトハ出來ナイ。

九、勞働紛議

供給人ト所属勞働者トノ間ニ紛議ノ起ツタトイフ例ハ最近殆ンド見ナイ。供給制度ノ紛議ハ事業主ト供給人、供給人ト下請供給人、下請人ト勞働者トイフ關係ニアル。個々ニ見レバ種々ナ問題ガアルガ、表面ニ現ハル、トイフコトハ少イ。之ガ所謂親方制度ノ特徴ト云ヘルノデアラウ。製鉄所臨時職夫關係ニ於テ勞働組合加入者ノ状態ヲ見レバ、勞働総同盟系ノ職夫勞働組合ガアリ、組合員ハ二百名内外

ヲ算シテ居ル。之ハ製鐵従業員組合ト同系ノモノデ主張ハ穩健デア。右ノ外ニ統一勞働組合系統ノ勞働組合ヲ支持シテ居ル者モ若干アルコトハアルガ其ノ員數等ハ不明デア。

十、營利紹介業者トノ關係

九州地方一帶九州及沖繩ニ營利紹介業取締規則ノ許可ヲ受ケテ居ル割合ニ少ク合計百八十六人デア。周旋業者ハ合計千二百人ヲ算スル状態デ取扱件數モ莫大ナル數ニ上ツテ居ル。勞働下宿ニ於テ門司、戸畑、若松方面ノ營利紹介業者ト聯繫シテ居ル事實モアルガ、此ノ聯繫ニ依ツテ集ツテ來ルモノハ數ニ於テ極メテ少數デアツテ、寧ろ周旋業者トノ關係ガ深イ。之モ正規ノ許可ヲ受ケテ居ルモノデナク下周旋業ノ部類トノ連絡ガ行ハレテ居ル。勞働者募集ノ項ニモ述ベタ通り客引ノ募集ガ最モ有力ナルモノデアツテ、此ノ客引ガ其ノ土地ノ周旋業者若クハ下周旋業ト聯絡ヲトツテ居ル。供給人が他人ノ名義デ營利紹介業ノ許可ヲ受ケテ勞働者誘引ノ機關トシテ居ルトイフガ如キハ現在ノ処見受ケナイ。

十一、公益職業紹介所トノ關係

製鐵所臨時職夫ニシテ指定職夫ニ就テハ製鐵所ニ於テ試験ヲ施行シテ居ルコトハ前述シタ通デア。現在職業紹

介所ニ於テハ求職者ニシテ製鐵所ニ就職ヲ希望スル者ニ就テハ（専門學校卒業者以外ニハ職工ニ直接採用サレル途ハ開ケテ居ラナイ）試験期日前ニ所要ノ書類ヲ整備シテ製鐵所勞務課ニ紹介シテ就職ノ機會ヲ得セシメテ居ル。然シ合格後實際ノ就勞ハ供給規則ニ基イテ供給人ヨリ供給セラルコトトナル。

指定職夫試験ハ即職工ノ試験デアツテ職工ハ指定職夫ヨリ採用サレルモノデア。アルカラ其ノ試験ハ可成り嚴格ナル條件ヲ具備スル必要ガアル。從ツテ一見シテ求職者中試験ニ應ズル資格アリヤ否ヤトイフコトハ大体ニ於テ見込ガ付ク状態デア。普通ノ人夫ノ程度ヨリ出デナイ求職者ニツイテハ現在勞働紹介所ヨリ直接製鐵所ニ紹介就勞セシムル方途ハ開ケテ居ラナイ。止ムヲ得ズ現在ニ於テハ優良ナル供給人專屬下宿ヲ選ンデ其ノ下宿ニ宿泊セシメ供給人ヨリ出役票ノ配付ヲ受ケ就勞ノ機會ヲ得シメテ居ル。此ノ種類ノ者ハ差当り住居ニ困ル状態デアリ、其ノ日ノ食事ニモ困ル状態デア。アルカラ職業紹介所ニ於テ前記ノ方策ヲ採ルヨリ他ニ適當ナ方法ハナイトイフ実況デア。

大庭組等ノ普通民間工場ノ供給人トノ關係ハ殆ンドナイ。工場ニ於テ指定人夫ハ臨時職工ノ意味デ使用シテ居ルガ普通デ臨時職工ノ採用ニ就テハ職業紹介所ヲ利用シツ、アル。尤モ全部職業紹介所ニ一任スルトイフ場合ハ少ク、職業紹介所利用、緣故紹介、供給人ノ供給人夫中ノ適當ナル者ノ

三方面カラ採用スル訳デアル。普通ノ人夫ニ就テハ概説ニ述ベタ如ク安川電機共同漁業、陸軍小倉工廠ノ如キ供給人ヲ排除シテ労働紹介所ノ紹介ニ依ツテ居ル工場ヲ除イテハ供給人ノ供給ガ大部分ヲ占メテ居ツテ労働紹介所ノ割込トイフコトモナイコトハナイガ、現在ニ於テハ困難ナ状態ニアル。

十二、供給請負業者ノ取締ノ状況及供給請負ノ利弊

供給人ノ供給制度ニ就テノ取締法規制定ナキ今日ニ於テハ警察等ノ取締モ徹底セズ之等業者ノ跋扈ハ益々激シクナル傾向ニアル。一方供給人夫並作業請負人夫ノ使用量莫大ナル工場ニ対スル取締ヲ徹底スル必要ガアルガ之モ供給人取締法規ノ整備ニ依ラザレバ其ノ完璧ヲ期スコトハ不可能ト考ヘラル。

供給制度ノ利益ノ点ニ就テハ前掲「求人者ノ供給業者ヲ利用スル理由」ノ項ニ述ベタガ事業ノ繁閑ニ依ツテ適宜臨時労働者ヲ供給スルコト、扶助ヲ適當ニ為スコト、可成リ長イ期間ヲ供給人夫トシテ使用シ成績優良ナルモノ、ミヲ採用スルニ便ナルコト等ノ事項ハ公益ノ労働紹介機関ノ整備ニ依ツテ其ノ目的ヲ達セラレナイコトハナイ。最モ有力ナル利益ト考ヘラレテ居ルコトハ所要ノ労働ヲ比較の間違ヒナク供給スルコト、之等ヲ一面カラ見レバ最近労働組合方面デ云フ強制労働トイフコトニ関係ガアル。炭山ノ納屋

制度ガ根強イカラ持ツテ居ルノモ同様デアル。公益労働機関ニ於テハ若年倔強ノ労働者ヲ無理ヲシテ必要数丈纏メテ供給スルトイフガ如キコトニハ困難ヲ感ズルコトガ多イ。言葉ヲ換ヘテ云ヘバ労働督促トイフ点ニ供給人制度ノ特徴ガアル。

然シ翻ツテ各種労働保護法規ノ徹底トイフ方面カラ見レバ必ズシモ右ノ如キ状態ノ全部ガ是認サルベキデナイト思フ。

現在北九州一带ヨリ見テ供給制度ニ手ヲ焼イテ居ル主ナル事由ヲ見レバ却ツテ供給人、下請供給人或ハ下宿、小頭トイフ風ニ中間者ノ存在ニ依ツテ紛議ヲ起ストイフコト少クナク一般ニ中間者ノ介在ハ面倒デアル。例ヘバ不況ニ遭遇シテ人員ヲ減シタ場合供給人ハ親方トシテ自ら子方労働者ノ生活ヲ保証スルトイフ擧ニ出デズ直ニ工場ニ生活費ヲ要求スルト云フ状態デ而モ工場ヨリ支給シタ者ガ實際労働者ノ手ニ入ラズ、彼等ノ所得ガ大部分トナルト云フガ如キ例モ見受ケラレ始終工場ニ五月蠅イ事ヲ持込ムノデ洵二困ルトイフガ如キコトヲ聞クノデアル。

十三、将来ヘノ展望及当局ノ意見

大勢以上ノ如キデ之ヲ此ノ儘放任シテ行クトキハ事業界ニ於テ確実ナ雇傭関係ノ上ニ立ツ労働者ハ益々減少シテ供給人ノ供給スル労働者ハ益々増加ノ傾向ニアリ供給人並下

請供給人ハ益々殷賑ヲ極ムル趨勢ニアル。

前項ニ於テ述べタル如ク供給人制度ニ依ツテ醸成サレタ強制勞働ノ風潮ハ益々激甚トナリ此ノ種類ノ勞働者ハ出稼者ガ之等ノ下ニ勞働ニ従事スルコトヲ嫌惡スル風ノアルコトハ現下ニ於テモ、之等業者ノ手ニ容易ニ勞働者カ寄り付カザル事情ニアルコトヲ見テモ判ル諷デアル。事情ニ通ゼザル遠隔地ノ者ヲ連行スルニ非ザレバ勞働者ヲ得ルコト困難デアルト云フコトハ例ヲ製鐵所ノ場合ニ見レバ將來一朝國家有事ノ時ニ際会シ現在以上ニ勞働者ヲ必要トスル時ニ果シテ円滑ナル勞働能率ヲ擧ゲ得ルヤ否ヤ、斯ル場合ハ隣接ノ官民工場其他ノ工場ガ齊シク多忙ヲ呈スル時デアル為却ツテ夫等ノ方面ニ向ツテ勞働者ガ逸散シテ了フ憂ナキカ甚ダ疑問ト云ハネバナラナイ。實際ニ支出ヲ見テ居ル勞働報酬ハ他工場ノ上位ニアルトイフ状態デアルニモ不拘中間者介在ノ制度ノ為ニ以上述べタル如キ現象ヲ見テ居ルトイフコトニ就テハ大イニ考究ノ余地ガアルモノト思フ。又現在ニ於テハ勞働者ノ需要好調ナル為事業家モ供給人ヲ利用シテ其ノ事業ノ能率ヲ上ゲツ、アルガ、將來ハ必ズヤ之等ノ中間者ノ為ニ手ヲ焼クトイフ時代ガ到來スルノデハナイカ、差当リ此ノ景氣ガ一般ニ落付イテ不況ニ向ヒ人員ノ減少ヲ必要トスル場合或ハ勞働者ノ供給ヲ停止スル場合等ニ於テ一般企業者ノ考ヘテ居ルガ如ク勞働者ノ解雇トイフ様な面倒ナ問題ガ無ク容易ニ處置出來ルモノデアルカドウカ

大ナル疑問ガアル。

職業紹介事業ヨリ現在ノ供給人制度ノ実情ヲ見ル時ハ次ノ如キ事項ガ考慮サラレ、改善ノ急務ナルコトヲ感ゼザルヲ得ナイ。

(イ) 勞力供給請負業者ニ對スル取締法規ヲ定メ之等ノ跋扈ヲ防止スルコト

現在勞力供給請負業者ニ對シテハ請負契約ニ基ク普通ノ營業トシテ放任サレ、勞働者ノ雇傭方法トシテノ監督取締ノ外ニ超然トシテ居ル。即チ營利紹介業者、勞働者募集従事者、周旋業者ノ如キ適用スベキ取締法規ノ存在ガナイ。

然ルニ以上縷々実情ニ就テ記述シタル如ク其ノ實質ニ於テ營利勞働紹介或ハ勞働者募集ノ行為ヲ為シ、下請供給人ト目セラル、勞働下宿ハ現在縣令宿屋營業規則ノ取締ヲ受ケツ、アルガ、之亦普通ノ下宿ト實質ニ於テ異リ勞働者ノ募集ニハ主トシテ此種ノ業者ガ当リ日々勞働者ノ就勞斡旋ニ依ツテ利益ヲ占メテ居ルコトハ明デアル。而シテ營利紹介業者、周旋業者等ト又別個ノ性質内容ヲ持ツテ居リ既ニ実施ヲ見テ居ル諸法規ノ取締徹底トイフコトノミデハ供給人制度ノ改善ハ不可能ト思料サレル。

(ロ) 勞働紹介機關ノ整備ヲ必要トスル
工場ノ供給人夫使用量ハ莫大ナル數ニ上リ、北九

添付書類

甲第四號

日本製鐵株式會社八幡製鐵所臨時職夫供給人規則

昭和九年二月一日 幡達第四號 (所中一般)

日本製鐵株式會社八幡製鐵所臨時職夫供給人規則左ノ通定ム

職夫供給人規則

第一條 本社八幡製鐵所ニ於テ日々雇傭スル臨時職夫ヲ供給セ

シムル爲職夫供給人八名以内ヲ指定ス

第二條 職夫供給人トシテ本社ヨリ指定セラレタル者ハ其ノ責

務ヲ擔保スル爲保證金五千圓ヲ納付スヘシ

前項ノ保證金ハ國債ヲ以テ代用スルコトヲ得

第三條 職夫供給人ハ本則ニ依リ本社ノ命令ニ從ヒ誠實ニ臨時

職夫ノ供給ヲ爲スベシ

第四條 職夫供給人ハ臨時職夫ノ募集及供給ノ完全竝其ノ福利

増進ヲ期スル爲職夫供給人組合ヲ組織スヘシ職夫供給人

組合ノ規約ノ制定又ハ變更ニ付テハ豫メ本社ノ承認ヲ受

クベシ

第五條 職夫供給人ノ供給事業ニ関シ補助者ヲ置カムトスルト

キハ其ノ者ノ履歷書、寫眞及戶籍謄本ヲ提出シ豫メ本社

ノ承認ヲ受クベシ

州一帯ニ付テ觀察スルニ其ノ市ノ勞働紹介設備並職
員ヲ以テシテハ供給勞働者ノ大量ヲ引受ケ工場ノ作
業ヲ円滑ニ進展セシムルト云フコトハ困難ナル。
經費ノ大部分ヲ市經濟ヨリ支出シテ居ル現在ノ勞働
紹介所ノ飛躍的ノ整備ハ市ノ財政ノ都合ト供給業者
ガ大抵其ノ市ノ有力者デアルト云フガ如キ理由ヨリ
極メテ至難ナル事情ニアル。徹底的ノ勞働紹介機構
ノ確立ハ國營ノ機關ノ實現ヲ見ザレバ望メナイ。
(ハ) 供給人使用ノ作業場並作業ノ種類及其ノ使用量ニ就
テハ法規通牒ノ取締ヲ一層嚴ニスルコト
尚職業紹介事業ト供給人制度ノ問題並ニ意見ニ
付、具体的ナ事項ヲ述ブレハ非常ニ長クナル。此ノ
調査ハ勞力供給請負業ニ関スル大体ノ調査ヲ取纏メ
ントシタモノデアツテ右ノ詳細ナル点ニ就テハ別ニ
題ヲ改メテ取纏メテ見タイ。

(昭和九、一〇、二五)

添付書類

一、日本製鐵株式會社八幡製鐵所臨時職夫供給人規則

一、全 臨時職夫就業規則

一、全 臨時職夫就業規則事務規定

一、全 臨時職夫扶助規則

一、職夫登録申合規約

第六條 職夫供給人臨時職夫ノ供給ヲ命ゼラレタルトキハ其ノ

人員ニ應ジ臨時職夫出役票（様式第一號）ノ交付ヲ受ケ

各相當欄ニ指定事項ヲ記入シ之ヲ臨時職夫ニ配付スヘシ
但シ構外出役ノ臨時職夫ノ出役票ハ職業供給人ヨリ直接

工場主任ニ提出スルモノトス

第七條 職夫供給人ハ臨時職夫退門後其ノ出役票ヲ受取り賃金

告知票（様式第一號^イ丁號）ヲ切取り之ニ捺印シ臨時職夫

ニ交付スヘシ

第八條 職夫供給人出役票ヲ亡失シタル場合ニ於テハ工場主任

ヨリ当該臨時職夫ノ出役就業證明書（様式第二號^イ）ノ交
付ヲ受クヘシ

第九條 職夫供給人ハ臨時職夫ノ出役票又ハ出役證明書ヲ各工

場別ニ取纏メ臨時職夫出役日計表（様式第三號）ヲ添付
シ常晝番及甲番出役ノ分ハ翌日正午迄ニ乙番及丙番出役

ノ分ハ翌日午後三時迄ニ之ヲ本社ニ差出スヘシ

第十條 職夫供給人ハ本社ヨリ交付サレタル出役票ニ餘剩ヲ生

シタルキハ當日中ニ之ヲ返納スヘシ

第十一條 職夫供給人ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ臨時職夫

トシテ供給スヘカラス

一、身体強健ナラサル者

二、年齢十六才未滿ノ者（現場給仕ヲ除ク）及滿五十五

才ヲ超ユル者

三、傳染病若ハ感染性ノ疾患アル者

四、傳染病豫防法ニ依リ交通遮断中ノ者

五、酒氣ヲ帯ヒタル者

六、兇器其ノ他危険物ヲ携帯スル者

七、製鐵所又ハ本社ノ職工タリシ者ニシテ懲戒ニ依リ解

職セラレタル者

八、出入禁止處分中ノ者

九、思想險惡ナル者

十、素行不良ナル者

一一、其ノ他不適當ト認メラル、者

第十二條 職夫供給人ハ其ノ供給スル臨時職夫ニ臨時職夫就業

規則其ノ他出役服務上必要ナル事項ヲ周知セシムヘシ

第十三條 職夫供給人ハ其ノ供給シタル臨時職夫ヲ督励シ出役

中過誤、反則及怠慢ナカラシムル爲適當ノ措置ヲ為スヘ
シ

第十四條 職夫供給人ハ毎月十五日及末日現在ニ於テ其ノ供給

シタル臨時職夫ノ賃金計算書ヲ作成シ工場主任ノ認印ヲ
受ケ必ス左ノ期限内ニ之ヲ本社ニ提出スヘシ

一、毎月上半月分ハ其ノ月二十日迄

二、毎月下旬ハ翌月五日迄

第十五條 職夫供給人臨時職夫ニ代リ賃銀ヲ受領スルコトアル

場合ニ於テハ委任状ヲ提出スヘシ

第十六條 職夫供給人臨時職夫ニ代リ本社ヨリ賃銀ヲ受領シタ

ル場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ本人ニ交付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ職夫供給人ハ臨時職夫ノ賃銀支拂明細簿ヲ調製シ賃銀ノ支拂ヲ明カニスヘシ

前項ノ帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第十七條 本社ハ職夫供給人ニ對シ手数料トシテ其ノ供給シタル臨時職夫ノ賃銀ノ百分ノ五乃至百分ノ九ニ相當スル金額ヲ支拂フモノトス

前項ノ料率ハ時宜ニ依リ本社ニ於テ之ヲ定ム

第十八條 職夫供給人ハ其ノ供給人員(臨時職夫就業規則第四條ノ黙檢ニ合格シ同第七條ノ適用ヲ受ケサリシ者)カ當日ノ命令人員ニ對シ百分ノ五以上不足シタルトキハ不足人員一人ニ付過怠金二十錢ヲ納付スヘシ

不足人員百分ノ二十二達シタルトキ又ハ著シキ不足ヲ生スルコト頻繁ナルトキハ過怠金ヲ納付セシムルノ外供給命令ヲ停止シ又ハ指定ヲ取消スコトアルヘシ

第十九條 臨時職夫入門後指定ノ作業場ニ出頭セサルトキハ職夫供給人ハ一人ニ付過怠金五十錢ヲ納付スヘシ

第二十條 職夫供給人第八條ニ依リ出役就業證明書ヲ受ケタル場合ハ一件ニ付過怠金二十錢ヲ納付スヘシ

第二十一條 職夫供給人ハ左ニ掲クル行為ヲ為スヘカラサルハ勿論常ニ其ノ補助者ヲ監督シ斯クノ如キ行為ヲ為サシムヘカラス

一、臨時職夫ノ募集ニ関シ事實ヲ隱蔽シ誇大虚偽ノ言辯ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用キルコト

二、臨時職夫又ハ臨時職夫タラントスル者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行為ヲ為スコト

三、臨時職夫又ハ臨時職夫タラントスル者ノ外出、通信若クハ面接ヲ妨ゲ其ノ他自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲナスコト

四、濫ニ臨時職夫又ハ臨時職夫タラントスル者ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト

五、臨時職夫若ハ臨時職夫タラントスル者又ハ其ノ保護者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金錢其ノ他ノ利益ヲ受ケ又ハ酒食ノ提供ヲ為サシムルコト

第二十二條 職夫供給人又ハ其ノ補助者本則若ハ本社命令ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アリタルトキハ職夫供給人ニ對シ情状ニ依リ左ノ處分ヲ為スモノトス

一、五百圓以内ノ過怠金

二、一部若ハ全部ノ供給命令ノ停止

三、供給人タル指定又ハ補助者承認ノ取消

補助者不都合ノ行為アリタルトキハ本社ノ出入ヲ禁止スルコトアルヘシ

第二十三條 臨時職夫ニ課セラレタル過怠金ハ職夫供給人ニ於テ取纏メ本社ノ指定スル期限内ニ之ヲ納入スヘシ

臨時職夫請求書（常書出役用）

委任事項

工場課長

職夫係主任

委任事項

課長

工場主任

（ 勘定 ）

出役年月日		工場名				構ノ内外			
昭和 年月日									
区分 種別	人員				摘 要	供給命令			
	東	西	北	門					
子供									
男									
上男									
女									
齋									
金工									
木工									
夫									

様式第一號（規格第一号表六号）
印刷上注意
藍色……起業費）ノ二様ノ印刷トス
赤色……作業費）
（供給命令欄ハ職夫係ニテ記入スベキモノナリ）

臨時職夫請求書（交代出役用）

委任事項

工場課長

職夫係主任

委任事項

課長

工場主任

（ 勘定 ）

工場名						構ノ内外		
区分 種別	昭和 年月日 出役				昭和 年月日 出役			
	甲 番 人 員	摘 要		乙 番 人 員	摘 要		丙 番 人 員	摘 要
供給命令								

様式第二號（規格第一号表六号）
印刷上注意
藍色……起業費）ノ二様ノ印刷トス
赤色……作業費）
（供給命令欄ハ職夫係ニテ記入スベキモノナリ）

臨時職夫供給命令書 (勘定)

昭和 年 月 日

職夫係

工場名		供給人氏名							
出役別	用途	子供	男	女	鳶	金工	木工	夫	
月 日 出役	常 晝 番								
	甲 番								
	乙 番								
出 月 日	丙 番								

様式第三號 (規格第一号表六号)
印刷上注意
藍色……起業費
赤色……作業費
ノ二様ノ印刷トス

様式第四号

(甲号) 臨時職夫出役票	(乙号) 臨時職夫出役票(工場ニ残シ置ク分)	(丙号) 臨時職夫出役票	(丁号) 賃金告知票
工場名 ※	工場名 ※	工場名 ※	日給
種別 ※	用途 ※	用途 ※	延人員
職夫氏名 及生年月日 ※	工場主任印 出役日附印	工場主任印 出役日附印 退役日附印	年月日
供給人氏名 ※	供給人氏名 ※	供給人氏名 ※	職夫氏名 ※
出役日附印 ※	種別 ※ 日給 職夫氏名 及生年月日 ※ 延人員	種別 ※ 日給 職夫氏名 及生年月日 ※ 延人員	供給人氏名 ※
	備考	備考	工場主任印

※欄ハ供給人ニ於テ記入スルモノトス

様式第五号

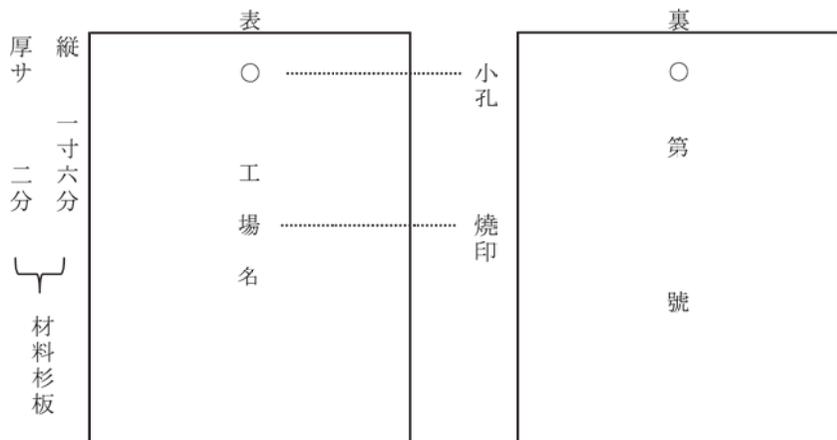
出 役 就 業 證 明 書

工場名			
勘定別		用途	
出役月日		服務別	
供給入氏名			
種別		日給	
職夫氏名		延人員	
備考			
出役票亡失者ノ區別		出 役 日 附 印	
以上証明ス 昭和 年 月 日 工場主任			

出 役 就 業 證 明 書 受 領 証
職 夫 氏 名
年 月 日 及 供給入印

様式第七号

本木札ハ各部所ニ於テ調製スルモノトス



様式第六號 (私有工具証明書) ハ省略セリ

甲第四六號

日本製鉄株式会社八幡製鉄所臨時職夫就業規則

昭和九年九月七日幡達第三一號 (所中一般)

昭和九年七月二十八日商工大臣許可

日本製鉄株式会社八幡製鉄所臨時職夫就業規則左ノ通定ム

日本製鉄株式會社八幡製鉄所臨時職夫就業規則

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ臨時職夫トハ作業ノ都合ニ依リ日々傭入ル、者ヲ謂フ

第二條 臨時職夫ハ豫メ當社ニ於テ指定セル職夫供給人ノ供給セル者ヨリ之ヲ傭入ル 但シ特ニ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 臨時職夫業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本人若ハ其ノ遺族又ハ職夫死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助ス
臨時職夫ノ扶助ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 服 務

第四條 構内出役ノ臨時職夫ハ入門ノ際守衛見張所ニ於テ點檢ヲ受ケ豫メ職夫供給人ヨリ交付セラレタル出役票ニ証印

ヲ求メ遲滞ナク作業場ニ赴キ之ヲ工場主任ニ提出シ所定ノ勞務ニ服スベシ

構外出役ノ臨時職夫ハ作業場ニ赴キ點檢ヲ受ケ所定ノ勞務ニ服スベシ

第五條 臨時職夫ハ工場主任ヨリ交付ヲ受ケタル木札ヲ常ニ携帯スベシ

木札ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ直ニ工場主任ニ届出デ其ノ再交付ヲ受クベシ

第六條 臨時職夫入門後作業場ニ赴ク途中ニ於テ出役票ヲ亡失シタルトキハ直ニ指定通用門取締員ヲ經テ職夫係員ニ届出ツベシ

第七條 臨時職夫ニシテ始業前職夫供給人規則ニ違反シテ供給セラレタル者ナルコトヲ発見シ又ハ作業上著シク不適當ナルモノト認メタルトキハ直ニ退場ヲ命ズ

始業時刻ニ遅ルルコト三十分以上ノトキハ使役セズシテ退場ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 臨時職夫ハ終業後工場主任ヨリ出役票ヲ受取り退門ノ際守衛見張所ニ於テ證印ヲ受ケ之ヲ職夫供給人ニ差出スベシ

構外出役ノ臨時職夫ハ終業後工場主任ヨリ賃金告知票ヲ受取り退場スベシ

第九條 臨時職夫ノ就業定時間及其ノ配置ハ當該作業場ニ於ケル職工ノ例ニ依ル 但シ女子ハ常晝勤務ニ限ル

第十條 作業上必要アルトキハ臨時職夫ニ對シ就業定時間外ニ就業セシムルコトアルベシ

第十一條 臨時職夫ハ左ノ各號ノ一二該当スルトキハ退場セシムルコトアルベシ

- 一 作業上ノ都合ニ依リ必要アルトキ
- 二 傷痍、疾病等ノ爲、就業ニ堪ヘザルモノト認ムルトキ

- 三 始業後作業上著シク不適當ナルモノト認ムルトキ
- 四 始業後職夫供給規則ニ違反シテ供給セラレタル者ナルコトヲ発見シタルトキ

第十二條 作業上ノ風紀秩序ヲ紊ス虞アルト認ムルトキ臨時職夫病氣其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ工場主任ノ許可ヲ得テ退場又ハ外出ヲ爲スコトヲ得

第十三條 臨時職夫ハ私有工具ヲ構内又ハ構外作業場ニ持込ムコトヲ得ズ但シ工具持臨時職夫ハ此ノ限ニ在ラズ

構内出役ノ工具持臨時職夫ハ其ノ携帯セル工具ニ付職夫供給人ヨリ私有工具證明書ノ交付ヲ受ケ通用門ノ取締員ニ點檢ヲ求メタル上之ヲ工場主任ニ差出シ再ビ現品ノ點檢ヲ受クベシ

構外ノ出役ノ工具持臨時職夫ハ前項ノ私有工具證明書ヲ工場主任ニ差出シ現品ノ點檢ヲ受クベシ

第十四條 臨時職夫其ノ持込ミタル私有工具ヲ持出サムトスル

トキハ工場主任ニ點檢ヲ求メ利有工具證明書ノ返還ヲ受ケ之ヲ通用門ノ取締員ニ差出シ再ビ現品ノ點檢ヲ受クベシ

構外ニ於テ私有工具ヲ持出サムトスルトキハ其ノ工具ニ付工場主任ノ點檢ヲ受ケ私有工具證明書ノ返還ヲ受クベシ

第十五條 當社ノ物品ヲ持出サムトスルトキハ工場主任ヨリ搬出證明書ノ交付ヲ受ケ之ヲ通用門ノ取締員ニ差出シ點檢ヲ受クベシ

第十六條 臨時職夫ハ左ノ各號ヲ嚴守スベシ

- 一 本則並業務ニ関スル規程ヲ遵守スルハ勿論係員ノ指揮命令ニ從ヒ所定ノ勞務ニ服シ専心勉勵スベシ
- 二 係員ヨリ命ゼラレタル以外ノ業務ニ就クベカラズ
- 三 就業時間中ハ係員ノ許可ナクシテ作業ヲ中止シ又ハ休憩スベカラザルハ勿論休憩時間中ト雖濫ニ職場ヲ離ルベカラズ
- 四 出役票又ハ木札ヲ亡失、毀損スベカラズ
- 五 建物、器具、機械、製品、其ノ他ノ物品ノ使用取扱ハ之ヲ鄭重ニスベシ
- 六 器具、機械、其ノ他ノ物品ヲ亡失、毀損シタルトキハ直ニ其ノ顛末ヲ係員ニ申出ツベシ

但シ故意又ハ重大ナル過失ニ基ク場合ハ相當處分スルノ外損害ヲ賠償セシムルコトアルベシ

- | | | | |
|-----|--|-----|--|
| 七 | 電気、瓦斯、蒸気、用水、材料、消耗品等ノ防損ニ努メ之ガ濫費ヲ慎ムベシ | 二十二 | 用地、用水面ニ於テ濫ニ集團会合ヲ為シ又ハ其ノ幹旋ヲ為スベカラズ |
| 八 | 許可ナクシテ当社物品ノ貸借ヲ為スベカラズ | 二十三 | 他人ヲ誘惑若ハ煽動シ又ハ虚構ノ事実ヲ流布シ其ノ他秩序ヲ紊スガ如キコトアルベカラズ |
| 九 | 許可ナクシテ工具ノ製作ヲ為シ又ハ他人ニ之ヲ依頼シ若ハ之ガ依頼ニ應ズベカラズ | 二十四 | 兇器ヲ携帯シ又ハ他人ヲ脅迫シ暴行ヲ加ヘ若ハ喧嘩争論ヲ為スベカラズ |
| 十 | 私物ノ製作、修理ヲ為シ又ハ他人ニ之ヲ依頼シ若ハ之ガ依頼ニ應ズベカラズ | 二十五 | 賭博若ハ之ニ類似スル行為ヲ為シ又ハ猥褻ニ渉ル學動アルベカラズ |
| 十一 | 許可ナクシテ当社ノ物品ヲ持出スベカラズ | 二十六 | 濫ニ讀書、遊技、雑話、放歌其ノ他作業ノ支障トナルベキ行為アルベカラズ |
| 十二 | 汽車、電車、又ハ自動車ニ飛乗、飛降ヲ為スベカラズ | 二十七 | 構内又ハ構外作業場ニ於テ飲酒スベカラズ |
| 十三 | 火氣ノ取扱ニ注意シ濫ニ焚火ヲ為スベカラズ | 二十八 | 食事、喫煙ハ休憩時間中所定ノ場所ニ於テ之ヲ為スベシ |
| 十四 | 工場又ハ附近ノ場所ニ出火其ノ他ノ事変アル場合濫ニ喧噪スベカラズ | 二十九 | 便所外ニ於テ尿尿スベカラズ |
| 十五 | 用地内ニ於テ瓦礫ヲ抛ケ又ハ樹木、標木、制札等ヲ汚瀆、毀損、若ハ撤去スベカラズ | 三十 | 濫ニ裸體トナリ又ハ臀部、股部ヲ露ハス等醜態ヲ為スベカラズ |
| 十六 | 樂書、塗抹、貼紙等ヲ為スベカラズ | 三十一 | 休憩時間中ト雖横臥、睡眠スベカラズ |
| 十七 | 構内通路ニ非ザル箇所ヲ濫ニ通行スベカラズ | 三十二 | 構内又ハ構外作業上ニ於テ理髮又ハ髭剃ヲ為スベカラズ |
| 十八 | 立入禁止ノ箇所ニ立入り又ハ危険ノ標示ヲ為シタル箇所ニ濫ニ接近スベカラズ | 三十三 | 船溜、沿岸等ニ於テ水浴、遊泳ヲ為シ又ハ魚族、貝藻類ヲ捕取スベカラズ |
| 十九 | 諸方ヲ徘徊シ又ハ他人ノ業務ヲ妨害スベカラズ | 三十四 | 所定ノ場所外ニ衣類ヲ懸ケ又ハ許可ナクシテ物品ノ洗滌若ハ乾燥ヲ為スベカラズ |
| 二十 | 牆壁ヲ踰越スル等指定通用門以外ノ箇所ヨリ出入スベカラズ | | |
| 二十一 | 多数連合シテ喧噪不穩ノ舉動ヲ為スベカラズ | | |

- 三十五 構内若ハ港外作業場ニ他人ヲ誘引シ又ハ沖賣商人、
棚外賣店等ヨリ物品ヲ買取ルベカラズ
- 三十六 作業ニ直接必要ナラザル物品(印刷物ヲ含ム)ヲ持
込ムベカラズ
- 三十七 構内又ハ港外作業場ニ於テ物品ノ頒布、贈與、交換、
賣買若ハ之等ノ行為ノ仲介ヲ為スベカラズ
- 三十八 終業後故ナク構内ニ止マルベカラズ
- 三十九 終業後退出ノ際ハ使用ノ工具、備付諸道具ハ必ず所
定ノ場所ニ整頓スベシ
- 四十 反則事実ヲ故意ニ隠蔽スベカラズ
- 第四十條 特ニ必要アルトキハ取締員、職夫係員又ハ工場係員
ニ於テ臨時職夫ヲ招致若ハ尋問シ又ハ其ノ身邊、携帶品
等ノ検査ヲ行フコトアルベシ 此場合ニ於テハ故ナク之
ヲ拒ミ妨ゲ若ハ回避スルコトヲ得ズ
- 第三章 給 與
- 第十八條 臨時職夫就業定時間勤務シタルトキハ日給一日分ヲ
支給ス
- 日給ハ勞働ノ難易技能等ヲ斟酌シテ之ヲ決定ス
- 第十九條 特別ノ場合ニ於ケル臨時職夫賃金支給歩合ハ左ノ各
號ニ依ル
- 但シ第三号ノ場合ヲ除ク外就業一時間未滿ノ端數ニ對シ
テハ總テ賃金ヲ支給セズ
- 一 作業上ノ都合ニ依リ就業定時間外ニ就業セシメタル
場合
- 就業定時間外就業一時間ニ付日給ノ十分一・二五
作業上ノ都合ニ依リ追加又ハ補充ノ為ニ出役セシメ
タル場合
- 常晝勤務番出役ノ者 就業一時間ニ付 日給ノ十分
ノ一
- 交代勤務番出役ノ者 同 日給ノ十分
ノ一・一一
- 三 始業後作業上ノ都合ニ依リ又ハ終業後業務上ノ負傷
若ハ疾病ニ依リ退場セシメタル場合
- 就業時間ガ就業定時間ノ半數未滿ナルトキハ日
給ノ十分ノ五 但シ當所所属病院ノ治療ヲ受ケ
タル者ニシテ其ノ當日再ビ就業スルコトヲ得ザ
ルモノト診斷セラレタルトキハ日給全額
- 四 就業後病氣其ノ他自己ノ都合ニ依リ退場シ又ハ退場
セシメラレ若ハ外出シタル場合 但シ就業時間二時
間ニ滿タザルトキハ無給トス
- 常晝勤務番出役ノ者 就業一時間ニ付 日給ノ十分
ノ一
- 交代勤務番出役ノ者 同 日給ノ十分

五 第十一條第三號、第四號及第五號ニ依リ退場セシメタル場合

ノ一・一
ハ當日支給スル賃金ノ外其ノ八割ニ相當スル金額ヲ特ニ支給ス

常晝勤務番出役ノ者 就業一時間ニ付 日給ノ十分

一 一定時間若ハ定時間以上就業シタル者
二 作業上ノ都合ニ依リ追加又ハ補充ノ為出役シタルニ依リ就業定時間ニ滿タザル時間就業シタル者

交代勤務番出役ノ者 同 日給ノ十分

三 始業後作業上ノ都合ニ依リ又ハ就業後^(タ)事務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ退場シタル者

六 反則其ノ他不都合ノ行為ニ因リ退場セシメタル場合

四 就業後病氣其ノ他自己ノ都合ニ因リ退場シ、退場セシメラレ若ハ外出シタル者又ハ始業時刻ニ遅レタル者ニシテ就業定時間ノ半数以上就業シタル者

就業一時間ニ付 日給ノ十分ノ〇・五以内

者ニシテ就業定時間ノ半数以上就業シタル者

第二十條 正当ノ事由ナクシテ始業時刻ニ遅ルトキハ遅刻三十分毎ニ日給十分ノ一ヲ減ズ

第十九條第一號、第二十一條及第二十二條ノ給與ハ前項給與計算ノ基礎タル額ヨリ控除ス

三十分ニ滿タザル端数ハ之ヲ三十分ト看做ス

第二十五條 臨時職夫ノ賃金ハ毎月十五日及末日ニ於テ締切計算シ締切後十五日迄ニ之ヲ支拂フモノトス

第二十一條 就業セシ者ニ対シテ日給ノ外別ニ定ムル所ニ依リ奨勵割増金又ハ功程割増金ヲ支給スルコトアルベシ

第二十六條 臨時職夫終業後出役票ヲ亡失シタルトキハ其ノ當日分ノ賃金ハ之ヲ支給セズ 但シ工場主任ヨリ出役就業證明書ヲ受ケ提出シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 危険若ハ衛生上有害ナル作業ニ従事セシメタル場合ハ別ニ定ムル所ニ依リ特別加給ヲ為スコトアルベシ

第二十七條 賃金計算ニ付厘以下ノ端数ヲ生ズルトキハ總テ銭位ニ止メ厘位以下ヲ切捨ツルモノトス

第二十三條 始業前作業上ノ都合ニ依リ退場ヲ命ジタルトキハ日給ノ十分ノ一ヲ給與ス 但シ供給命令ノ際雨天不用ノ條件ヲ附セラレ出役當時現ニ雨天ナルニ拘ラズ出役シタル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 紀元節、天長節、明治節、當所起業記念日及年末年始(十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄)ニ出役就業シタル臨時職夫ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ対シテ

第二十八條 臨時職夫人命ヲ救助シ、危害ヲ未然ニ防ギ又事變ニ際シ特別ノ功勞アリタルトキハ褒賞ヲ與フルコトアル

ル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 賞 罰

第二十四條 紀元節、天長節、明治節、當所起業記念日及年末年始(十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄)ニ出役就業シタル臨時職夫ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ対シテ

第二十八條 臨時職夫人命ヲ救助シ、危害ヲ未然ニ防ギ又事變ニ際シ特別ノ功勞アリタルトキハ褒賞ヲ與フルコトアル

ベシ

第二十九條 臨時職夫本則ニ違背シ其ノ他不都合ノ行為アリタルトキハ情狀ニ依リ一圓以下ノ過怠金ヲ徴シ、退場ヲ命ジ又ハ当所ノ出入ヲ禁止スルコトアルベシ

第三十條 臨時職夫出役票ヲ亡失シタルトキハ過怠金二十錢ヲ

徴ス

附 則

第三十一條 本規則ハ昭和九年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

甲第五四號

日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫 就業規則事務規程

昭和九年九月二十八日幡達第三八號（所中一般）

日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫就業規則事務規程左ノ通り定ム

日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫就業規則事務規程

第一條 臨時職夫ノ使役ニ関スル事項ハ各部所ニ於テ供給、傭人、給與、賞罰其ノ他ニ関スル事項ハ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外總務部ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 各部所ニ於テ臨時職夫ヲ使役セムトスルトキハ丙番勤務出役ノ分ニ限り當日正午迄ニ其ノ分ハ前日正午迄

ニ臨時職夫請求書（様式第一號、第二號）ヲ勞務課ニ送付シ之ガ傭人ヲ請求スベシ 勞務課ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時職夫供給命令書（様式第三號）ヲ以テ職夫供給人ニ其ノ供給ヲ命ズベシ

第三條 取締員ハ構内出役ノ臨時職夫入門ノ際其ノ携帯セル出役票（様式第四號）ノ甲號ヲ切り取り其ノ數ヲ調査シ常晝勤務番及甲番勤務番出役ノ分ハ當日午前八時迄ニ乙番勤務番出役ノ分ハ午後四時迄ニ丙番勤務出役ノ分ハ翌日午前八時迄ニ之ヲ職夫係ニ送付スベシ

構外出役ノ臨時職夫入場シタルトキハ工場主任ハ其ノ出役票ノ甲號ヲ切り取り職夫供給人ヲシテ取締係ヲ經テ職夫係ニ送付セシムベシ

第四條 臨時職夫入門後作業場ニ赴ク途中ニ於テ出役票ヲ亡失シタルトキハ職夫係主任ハ工場主任ト打合セノ上出役票ノ再交付ヲ為スコトヲ得

第五條 臨時職夫退場後出役票ヲ亡失シ其ノ旨届出タルトキハ工場主任ハ出役就業證明書（様式第五號）ヲ交付スベシ

第六條 工場主任ハ守衛見張所證印済ノ出役票ヲ差出シタル臨時職夫（構外出役ノ分ニ在リテハ職夫供給人ヨリ出役票ヲ提出シタル者）ニ非ザレバ之ヲ使役スルコトヲ得ズ

第七條 工場主任ハ工具持臨時職夫ヨリ私有工具證明書（様式

第六號)ヲ受ケトリタルトキハ之ヲ現品ト照合シ證印ノ上保管スベシ

工場主任臨時職夫就業規則第十四條ニ依ル點檢ヲ行フ場合ニ於テハ私有工具證明書ヲ現品ト照合ノ上必要事項ヲ記入シ之ヲ臨時職夫ニ返還スベシ

第八條 工場主任ハ構内ニ於テ使役セントスル臨時職夫ニ對シ木札(様式第七號)ヲ交付スベシ

前項ニ依リ交付シタル木札ヲ亡失又ハ毀損シタル旨届出アリタルキトハ工場主任ハ之ガ再交付ヲ為シ其ノ旨遲滞ナク取締係ニ通知スベシ

第九條 工場主任ハ終業ノ際出役票ニ日給、延人員其ノ他ノ必要事項ヲ記入シ證印ノ上構内出役票ニ在リテハ木札ト引換ニ之ヲ臨時職夫ニ交付シ構外ニ在リテハ其ノ丁號ヲ臨時職夫ニ、其ノ丙號ヲ職夫供給人ニ交付スベシ

第十條 工場主任臨時職夫就業規則第十一條第五號又ハ第二十九條ニ依リ退場ヲ命ゼムトスルトキハ其ノ旨取締係ニ通知スベシ

第十一條 多数ノ臨時職夫ヲ増加スル必要アル場合ニ於テハ工場主任ハ相當ノ期間ヲ置キ豫メ其ノ旨職夫係ニ通知スベシ

第十二條 特ニ許可ヲ受ケタル場合ノ外臨時職夫ヲシテ事務ノ補助ヲ為サシムベカラズ

第十三條 臨時職夫ハ其ノ種別ニ相當セサル作業ニ之ヲ使役ス

ルコトヲ得ス

第十四條 臨時職夫ノ通用門ハ東門、西門、西八幡門及戸畑西門ノ四箇所トス

但シ特ニ許可セラレタル臨時職夫ニ限り北門ヨリ通行スルコトヲ得

第十五條 臨時職夫業務上ノ傷痕、疾病ニ因リ治療ノ爲外出ヲ要スル場合ハ工場主任ハ臨時職夫公傷外出證明書(様式第八號)ヲ交付スベシ

第十六條 職工就業規則事務規程第三十八條及同第四十三條ノ規定ハ臨時職夫ノ使役ニ付之ヲ準用ス

第十七條 臨時職夫就業規則第十八條ニ依ル日給ハ左ノ標準ノ範圍ニ於テ之ヲ決定スベシ

種別	日給額
子供(年齢滿十四才以上十六才未滿ノ者ニシテ特ニ出役ヲ許可シタルモノ)	五十八錢 以内
並女	六十五錢 同
上女	八十錢 同
並男	九十二錢 同
上男	一圓十一錢 同
鳶	一圓四十二錢 同
金工	一圓四十二錢 同
鎔鑛夫	一圓四十二錢 同
装入夫	一圓三十七錢 同

運搬夫男	同	煉瓦職(同)	一圓七十八錢	同
骸炭夫男	同	木工職(同)	一圓七十一錢	同
骸炭夫女	八十四錢	木挽職(同)	一圓八十五錢	同
型打男	一圓三十七錢	經師職(同)	一圓六十錢	同
同 女	八十四錢	造船木工職(同)	一圓九十七錢	同
運滓夫男	一圓三十七錢	疊職(同)	一圓五十八錢	同
同 女	八十四錢	石工(同)	一圓九十一錢	同
碎鑛夫男	一圓三十七錢	馬車夫	一圓五十錢	同
同 女	八十四錢	工具持臨時職夫工具ヲ携帶セザルトキハ日給ヲ適宜減額 スルモノトス 馬車夫及船夫道具持參ノ場合ハ左ノ道具 使用料ヲ支給ス	二圓	以內
操廬夫男	一圓三十七錢	馬車使用料	二圓	以內
同 女	八十四錢	船使用料	一圓七十五錢	以內
掃除夫男	三圓十五錢	第十八條 左記上欄ノ種別ニ屬スル臨時職夫ハ各相當下欄ノ工 場ニ限り之ヲ使役スルコトヲ得		
同 女	八十四錢	種 別		
補助夫(分析、製圖、實驗、事務等ノ補助ニシテ 特ニ許可ヲ得タルモノニ限ル)	二圓十五錢	骸炭夫男同女	骸炭部	第一骸炭課東田骸炭工場、戸 畑骸炭工場、第二骸炭課洞岡 骸炭工場
貨車廻	一圓二十錢	使役工場		
船 夫	一圓七十三錢			
潜水夫	一圓三十七錢			
鉞力職(工具持)	七圓六十六錢			
左官職(同)	一圓五十二錢			
屋根職(同)	同			
ペンキ職(同)	同	運搬夫	總務部	成品課牧山工場
井戸職(同)	一圓四十二錢	銃鐵部		第一製銃課東田製銃工場、第 二製銃課洞岡製銃工場、焼結
	一圓五十二錢			

工場、第三製鉄課戸畑製鉄工場	熔鉱夫	銑鐵部	第一製鉄東田製鉄工場、第二製鉄洞岡製鉄工場、第三製鉄課戸畑製鉄工場
鑛滓課煉瓦工場、セメント工場、戸畑鑛滓煉瓦工場、爐材課	操爐夫男	銑鐵部	第二製鉄課燒結工場
陸運課第一、第二、第三現場	操爐夫女	窯業部	爐材課
戸畑現場	型打男	窯業部	爐材課
第一製鋼課、第二製鋼課、第三製鋼課、第四製鋼課	型打女	窯業部	爐材課 爐材課 爐材課
鑛滓課鑛滓煉瓦工場、鑛滓バラス工場、戸畑鑛滓煉瓦工場	裝入夫	工務部	第一工作課鑄造工場
土木課水道係	掃除夫男	總務部	工場課
動力課交流係、汽錐係	掃除夫女	總務部	工場課
陸運課第一現場	第十九條	第十七條ノ種別以外ニ臨時職夫ヲ使役セムトスルト	キハ部所長ハ其ノ標準日給ト共ニ所長ノ許可ヲ受クベシ
鑛滓課鑛滓煉瓦工場、鑛滓バラス工場、戸畑鑛滓煉瓦工場	依リ難キ事状アルトキハ部所長ハ所長ノ許可ヲ受ケ左ノ金額ノ限度迄之ヲ支給スルコトヲ得	種別	最高日給
陸運課第一現場	第一製鉄課東田製鉄工場、第二製鉄洞岡製鉄工場、第三製鉄課戸畑製鉄工場	金工	二圓十五錢
總務部	陸運課索道係	寫	同
銑鐵部	陸運課索道係	煉瓦職(工具持)	同
運輸部	陸運課索道係		
碎鑛夫男			
碎鑛夫女			

鋳力職(同) 一圓九十五錢

左官職(同) 同

ペンキ職(同) 同

木工職(同) 二圓五十錢

木挽職(同) 同

石工(同) 同

造船木工職(同) 同

疊職(同) 同

第二十條 臨時職夫就業規則第十九條第一號及第二號ノ場合ノ

就業時間ノ計算ハ左ノ各號ニ依ル

一、早出ノ場合ハ命令入門時刻ヨリ所定入門時刻迄

二、居残ノ場合ハ所定退門時刻ヨリ命令退門時刻迄

三、追加又ハ補充ノ場合ハ其ノ入門時刻ヨリ退門時刻迄

第二十一條 各部所ハ臨時職夫功程割増賃金報告書(様式第九

號乃至十一號)ヲ翌月六日迄ニ勞務課ニ送付スベシ

前項ノ送付期日ハ三分及九分ニ限り一日繰上ゲ

附 則

第二十二條 本規程ハ昭和九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

甲第四七號

日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫扶助規則

昭和九年九月七日幡達第三二號(所中一般)

昭和九年七月二十八日商工大臣許可

日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫扶助規則左ノ通定ム

日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫扶助規則

第一條 臨時職夫業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルト

キハ本則ニ依リ扶助ヲ為ス但シ扶助ヲ受クベキ者民法ニ

依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額

ヨリ其ノ金額ヲ控除ス

第二條 臨時職夫負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ當社ノ費用

ヲ以テ當所所屬病院ノ醫師ニ就キ療養セシム但シ當所ニ

於テ必要アリト認メタルトキハ他ノ醫師ニ就キ療養ヲ受

ケシメ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔ス

第三條 臨時職夫療養ノ為勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ賃

金ヲ受ケザルトキハ其ノ間一日ニ付賃金百分ノ六十ノ休

業扶助料ヲ支給ス但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発

シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ

後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十トス

第四條 第二條但書ニ依リ本人ニ支給スル療養費及前條ノ休業

扶助料ハ毎月賃金支拂日ニ之ヲ交付ス

第五條

臨時職夫負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ
一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ左ニ掲グル
區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス

一 終身自由ヲ辨ズルコト能ハザルモノ 賃金五百四十
日分以上

二 終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ 賃金三百六十
日分以上

三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ健康舊ニ復スル
コト能ハザルモノ又ハ女子ノ外貌ニ痕ヲ残シタルモ

ノ 賃金百八十日分以上

四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハズト雖引續キ從來
ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金四十日分以
上

第六條 負傷又ハ疾病ノ程度及療養ノ方法ニ関シテハ當所所属
病院医師ノ認定ニ依リ之ヲ定ム

第七條 臨時職夫重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ當
社其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ

休業扶助料又ハ傷害扶助料ヲ支給セズ

第八條 臨時職夫死亡シタルトキハ遺族又ハ本人ノ死亡當時其
ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以
上ノ遺族扶助料ヲ支給ス

第九條 遺族扶助料ヲ受クベキ者ハ臨時職夫ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ遺族扶助料ヲ受クベキ者ハ臨時職

夫ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル臨時職夫ノ直系卑
属又ハ直系尊属トシ其ノ順位ハ工場法施行令第十條及第
十一條ノ例ニ依ル

前二項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ工場法施行
令第十二條ニ掲グル遺族又ハ臨時職夫ノ死亡當時其ノ収

入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ノ中一人ニ遺族扶助料ヲ支
給ス但シ其ノ中ヨリ死亡者ノ遺言又ハ當社ニ對シ為シタ
ル豫告ニ依リ受取人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フモ

ノトス

第十條 臨時職夫死亡シタルトキハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ本人ノ
死亡當時其ノ収入ニ依リテ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬

祭ヲ行フ者ニ對シ賃金三十日分(其ノ金額ガ三十円ニ滿
タザルトキニハ三十円)ノ葬祭料ヲ支給ス

前記ノ規定ニ依リ葬祭料ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ
行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ葬祭ニ要シ

タル費用ニ相当スル金額ヲ支給ス

第十一條 第二條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依
ル療養ノ給付若ハ療養ノ支給ヲ受クル臨時職夫療養開始

後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ賃金
五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本則ノ扶助
ヲ為サザルコトアルベシ

第十二條 臨時職夫タリシ者左ノ各號ノ一ニ該當シ其ノ当日ヨ

リ十五日以内ニ歸郷スル場合ニ於テハ当所ノ認ムル範圍ニ於テ旅費ヲ支給ス

一 第二條及第三條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クベキ者ニシテ当所ヨリ歸郷療養ヲ承認セラレタルトキ

二 第五條第一號又ハ第二號ニ該当スル者其ノ扶助ヲ受ケタルトキ

第十一條ノ規定ニ依リ扶助ヲ廃止セラレタル者廃止

ノ日ヨリ十五日以内ニ歸郷スルトキ亦前項ニ同ジ

第十三條 本則ニ依リ扶助ヲ受クベキ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ區別ニ依リ左ノ書類ヲ添付シタル請求書ヲ当所宛差出スベシ

一 療養費、休業扶助料及障害扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ工場ニ於テハ主治醫ノ診斷書及證據書類

二 遺族扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ戸籍謄本、死亡診斷書又ハ死体檢案書及請求者ガ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ナルトキハ之ヲ証スルニ足ベキ書類

三 葬祭料又ハ葬祭費ヲ請求スル場合ニ於テハ前號ニ定ムル書類ノ外葬祭シ行フ者ハ行ヒタル者ナルコトヲ證スルニ足ル書類

前各號ニ定ムルモノ、外特ニ必要アリト認ムル書類ヲ提出セシムルコトアルベシ

第十四條 臨時職夫健康保險法ニ依リ本則ノ扶助ニ相当スル種

類ノ保險給付ヲ受クベキトキハ其ノ間本則ノ扶助ハ為サズ

健康保險法第六十二條第一項、同條第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル場合ニ於テハ之ニ相当スル扶助ニ付亦同ジ

第十五條 工場法施行令第十五條ニ該当スル場合ニ於テハ本則ノ扶助ヲ為サズ

第十六條 本則ノ扶助料及葬祭料算出ノ標準スベキ賃金ハ健康保險法ノ被保險者ニ在リテハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬日額、其ノ他ノ者ニ在リテハ発病又ハ事故發生日ニ於ケル所定ノ日給トス

第十七條 本則ニ定ナキ事項ニ付キテハ工場法施行令ノ規定ニ依ル

附 則

第十八條 本規則ハ昭和九年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

職夫登録申合規約

昭和九年十月十六日幡鐵第一九九五號
八幡製鐵所承認

第一條 日本製鐵株式會社八幡製鐵所職夫供給人ハ職夫ノ統制

及其素質ノ向上ヲ期シ併セテ供給ノ圓滑ヲ圖ル為メ登録ヲ行フモノトス

第二條 職夫供給人ハ本規約ニ依リ登録ヲ受ケタル者ニ非ザレバ日本製鐵株式會社八幡製鐵所臨時職夫トシテ供給出役ノ取扱ヲ為サザルモノトス但シ非常時変又ハ作業ノ都合ニ依リ急激ニ多數ノ供給命令ヲ受ケタルトキ其他已ヲ得ザル場合ハ日本製鐵株式會社八幡製鐵所ノ承認ヲ得テ非登録者ヲ出役セシムルコトアルベシ

第三條 臨時職夫トシテ出役ノ登録ヲ受ケントスル者ハ戸籍抄本履歷書各一通上部半身寫眞二枚及身体検査書ヲ添ヘ第一號様式ノ職夫登録申込書一通ヲ所属ノ職夫供給人ノ事務所ニ提出セシムルモノトス

第四條 左記各號ノ一二該當スルモノハ登録ヲ為サザルモノトス

- 一、身体虚弱ニシテ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ
- 二、傳染病若ハ感染性疾患アルモノ
- 三、之製鐵所職工並日本製鐵株式會社八幡製鐵所職工ニシテ懲戒處分ニ依リ解職セラレタル者但シ特ニ出役ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラズ
- 四、官營製鐵所當時出入禁止ノ處分ヲ受ケ期限未了ノ者
- 五、日本製鐵株式會社八幡製鐵所ヨリ出入禁止ノ處分ヲ受ケ現ニ執行中ノ者並ニ二十日以上ノ出入禁止者ニシテ期限滿了壹ヶ年ヲ經過セザルモノ

六、思想險惡ナル者

七、素行不良ナル者

八、其ノ他不適當ト認メラルル者

第五條 職夫供給人ハ登録申込者ニ對シ登録前相當ノ調査ヲナスモノトス

第六條 登録者ニハ第二號様式ノ職夫登録證ヲ交付ス前項登録證ノ交付ヲ受ケタルモノハ「サツク」ニ納メ汚損セザル様保存セシムルモノトス

第七條 登録者ハ其ノ出役ニ就テハ所属職夫供給人ノ指示ニ從フベキモノトス

第八條 登録ノ取消ヲ受ケントスルモノハ所属供給人事務所ニ届出ツベシ

第九條 登録者左記各號ノ一二該當スルトキハ直チニ登録ヲ取消スモノトス

- 一、第四條第一號、第二號、第六號、第七號、第八號ニ該當スルニ至リタル者
- 二、年齢滿五十五才ニ達シタルトキ
- 三、二十日以上出入禁止處分ヲ受ケタルトキ
- 四、八幡製鐵所職工又ハ傭人其ノ他ニ採用セラレタルキ
- 五、職夫供給人其ノ補助者又ハ供給人組合係員ノ指示ニ違反シ若ハ之ニ對シ暴行、脅迫等ノ行為ヲ為シタルトキ

六、無届ニテ居所ヲ変更シタルトキ

七、病氣其ノ他自己ノ都合ニ依リ三十日以上引續キ出役指示ニ応セザルトキ

八、日本製鐵株式会社八幡製鐵所ノ作業ノ都合ニ依リ使役人員著シク減少シ差當リ増員ノ見込ナシト認メラル、トキ

第十條 前條ニ依リ登録ヲ取消シタル場合ニ於テ當該者ニ於テ損害ヲ蒙ルコトアルモ職夫供給人ハ何等其ノ責ノニ任セザルモノトス

附 則

本規約ハ昭和九年十月十六日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

職夫登録申込書		登録番号	登録年月日	登録取消年月日	登録取消理由
本籍	府 市 町 縣 郡 村	大字	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	
現住所	府 市 町 縣 郡 村	大字	氏 名	生 年 月 日	番 地 自 宅 下 宿
戸主トノ續柄					
職 業					
最 終 學 歴					
同 居 家 族	人 特 殊 技 能				
右貴組取扱ニ係ル職夫登録相受度左記條項ヲ承ノ上保證人連署申込候也 一、登録ヲ受ケ臨時職夫トシテ出役シタル上ハ日本製鐵株式会社八幡製鐵所ノ諸規則ヲ嚴守スルハ勿論係員ノ指揮命令ニ從ヒ専心勞務ニ服スルコト 二、平素徳義ヲ重シ行動ヲ慎ミ他ニ迷惑ヲ懸ケザル様注意スルコト 三、左記各號ノ一ニ該当スルトキハ登録ヲ取消サルモ聊異存ナキコト (イ) 日本製鐵株式会社八幡製鐵所ノ規則違反ニ依リ處分サラレタルトキ (ロ) 日本製鐵株式会社八幡製鐵所ノ都合ニヨリ使役人員減少シタルトキ (ハ) 年齢五十五才ニ達シタルトキ (ニ) 職夫供給人補助者及其他關係々員ノ指示ニ違反シ若ハ之ニ對シ暴行、脅迫的行動ヲ為アリタルトキ (ホ) 無届ニテ居所変更シタルトキ (ヘ) 病氣其他自己ノ都合ニ依リ引續キ三十日以上出役指示ニ應ゼザルトキ (ト) 感染性疾患ニ罹リタルトキ (チ) 身体虛弱ニシテ勞務ニ服スルコト能ハザルトキ (リ) 素質不良其他不適当ト認メラレタルトキ 四、人員ノ都合ニ依リ當日出役ヲ拒絶セラル、コトアルモ異存ナキコト 五、登録ヲ取消サレタル場合ハ理由ノ如何ヲ問ハズ同情金ノ要請等ハ一切ナサルコト 六、登録ニ要シタル料金ハ後日ニ至リ理由ノ如何ヲ問返還ヲ要求セザルコト 七、登録証紛失ニ依リ再交付ヲ受ケル場合ハ辨償金トシテ金拾銭ヲ納入スルコト 八、不都合ノ行為ニヨリ損害ヲ掛ケタル場合又ハ本人ノ身上ニ關スルコトニ付テハ本人及保證人連帶ヲ以テ處辨シ貴組ニ迷惑ヲ掛ケザルコト 昭和 年 月 日 右本人 住所 八幡市 町 丁目 番地 職夫供給人 殿					

	事 故 欄
--	-------------

第一號様式(裏面)

登録番號			記 事	交付年月日
職 夫 登 録 証				昭 和
	人 供 印 給			年
				月
現住所				日
氏 名 生年月日				

(第一號様式) 表面

(第二號様式) 裏面

心得事項

<p>一、此の登録証は日本製鐵株式会社八幡製鐵所臨時職夫として出役が出来る証票でありますから大切に保存して下さい</p> <p>二、此の登録証は日本製鐵株式会社八幡製鐵所に出役の際に必ず携帯し取締員や其他関係々員から請求があつた場合直ちに提示すること</p> <p>三、此の登録証を携帯して居ないと出役を拒絶致します</p> <p>四、この登録証に最初貼付した寫眞が離脱して居るものと及供給人の捺印なきものは無効であります</p> <p>五、この登録証を汚損し又は過て紛失した場合は直ちに交付年月日登録番號氏名を所属供給人事務所に届出再交付を受け住所を変更した場合も訂正を受けること</p> <p>六、この登録証を他人に貸與し又は他人の登録証を使用し其他勝手に偽造改竄することは絶対に出来ませぬ万一斯ることあるを発見したときは出役を拒絶するばかりでなく登録を取消します</p> <p>七、此の登録証を紛失したときは再交付の費用として相當の辨償金を徴収します</p> <p>以上</p>
--